

平成 25 年 第 2 回定例会

# 道 志 村 議 会 会 議 録

平成 25 年 3 月 5 日 開会

平成 25 年 3 月 15 日 閉会

道 志 村 議 会

## 平成25年第2回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため議場に出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○村長挨拶	6
○開議の宣告	13
○議事日程の報告	13
○諸般の報告	13
○会議録署名議員の指名	13
○会期の決定	13
○一般質問	14
出 羽 和 平 君	14
長 田 達 義 君	18
杉 本 秀 明 君	23
大 田 博 文 君	27
山 口 勝 也 君	31
山 口 博 康 君	34
山 口 力 君	38
佐 藤 定 三 君	40

### 第 2 号 (3月8日)

○議事日程	43
○出席議員	44

○欠席議員	4 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4 4
○開議の宣告	4 6
○議事日程の報告	4 6
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第 3 号から議案第 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第 7 号から議案第 1 5 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第 1 6 号から議案第 2 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○議案第 2 5 号から議案第 3 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○散会の宣告	5 8

### 第 3 号 (3月15日)

○議事日程	6 1
○出席議員	6 1
○欠席議員	6 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 1
○職務のため議場に出席した者の職氏名	6 2
○開議の宣告	6 3
○議事日程の報告	6 3
○議案第 3 3 号から議案第 4 0 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○閉会中の継続調査について	7 0
○村長挨拶	7 0
○議長挨拶	7 1
○閉議の宣告	7 1
○閉会の宣告	7 1
○署名議員	7 3

平成25年第2回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月18日

道志村長 大田 昌博

記

1 日 時 平成25年3月5日(火)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

1番 出羽和平君

2番 水越茂広君

3番 山口博康君

4番 池谷高明君

5番 大田博文君

6番 長田達義君

7番 山口力君

8番 山口勝也君

9番 杉本秀明君

10番 佐藤定三君

---

不応招議員（なし）

---

## 平成 2 5 年 第 2 回 道 志 村 議 会 定 例 会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 5 年 3 月 5 日 (火曜日) 午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定の件
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第 2 号 道志村過疎地域自立促進計画の変更
- 第 5 議案第 3 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 4 号 道志村営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 5 号 道志村若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 6 号 道志村水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 7 号 道志村役場庁舎建設基金条例
- 第 1 0 議案第 8 号 道志村交流活動センター設置及び管理条例
- 第 1 1 議案第 9 号 道志村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める  
条例
- 第 1 2 議案第 1 0 号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例
- 第 1 3 議案第 1 1 号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営  
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果  
的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第 1 4 議案第 1 2 号 道志村村道の構造の技術的基準を定める条例
- 第 1 5 議案第 1 3 号 道志村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 第 1 6 議案第 1 4 号 道志村準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条  
例
- 第 1 7 議案第 1 5 号 道志村水道法施行条例
- 第 1 8 議案第 1 6 号 道志村グリーンロッジの指定管理者の指定について
- 第 1 9 議案第 1 7 号 道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について

- 第20 議案第18号 道志森のコテージの指定管理者の指定について
- 第21 議案第19号 道志の湯の指定管理者の指定について
- 第22 議案第20号 道志村交流促進施設の指定管理者の指定について
- 第23 議案第21号 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について
- 第24 議案第22号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について
- 第25 議案第23号 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について
- 第26 議案第24号 みなもと体験館道志・久保分校の指定管理者の指定について
- 第27 議案第25号 平成24年度道志村一般会計補正予算（第7回）
- 第28 議案第26号 平成24年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）
- 第29 議案第27号 平成24年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）
- 第30 議案第28号 平成24年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）
- 第31 議案第29号 平成24年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第32 議案第30号 平成24年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3回）
- 第33 議案第31号 平成24年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）
- 第34 議案第32号 平成24年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 第35 議案第33号 平成25年度道志村一般会計予算
- 第36 議案第34号 平成25年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第37 議案第35号 平成25年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第38 議案第36号 平成25年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第39 議案第37号 平成25年度道志村介護保険特別会計予算
- 第40 議案第38号 平成25年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第41 議案第39号 平成25年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第42 議案第40号 平成25年度道志村後期高齢者医療特別会計予算

---

**出席議員（10名）**

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 出羽和平君 | 2番 | 水越茂広君 |
| 3番 | 山口博康君 | 4番 | 池谷高明君 |
| 5番 | 大田博文君 | 6番 | 長田達義君 |
| 7番 | 山口力君  | 8番 | 山口勝也君 |

9番 杉本秀明君

10番 佐藤定三君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大田昌博君	教育長	佐藤光男君
総務課長	池谷忠君	産業振興課長	大房保夫君
住民健康課長	池谷力三君	教育課長	山口幹夫君
会計管理者	山口晃司君		

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 山口亮君

---

### ◎開会の宣告

○議長（水越茂広君） それでは、平成25年第2回議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成25年第2回道志村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎村長挨拶

○議長（水越茂広君） ここで開会に当たり、大田村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

○村長（大田昌博君） おはようございます。

平成25年第2回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、ご参集くださいまして厚く感謝申し上げます。議員各位におかれましては、先般の再生エネルギー先進地視察や各般の研修等、村づくりに対する積極的な活動に取り組みまして、改めて敬意を表する次第であります。

さて、昨年末の政権交代後、安倍内閣のロケットスタートは、まさに強力なリーダーシップでアベノミクスを推し進めており、日本経済再生の3本の矢とした金融緩和、財政政策、成長戦略もスピード感をもって着実に進めていることから、国民の高い支持を得ています。就任前から円安、株高を誘発し、短期間で円高、デフレの流れを逆転させ、その基調を生み出した実力と境遇は、多くの国民の期待するところであり、日本の復活を願うものであります。

現在、通常国会で国の予算関係が審議されていますが、補正予算で13兆円ほど、来年度予算で92兆6,000億円と、前年度に比べ2兆2,000億円増と、大変大きな財政政策の予算案となっております。復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心、地域活性化に重点をおいた予算編成は、公共事業関係費において前年度比15.6%増の5兆2,800億円を計上し、また、インフラ対策とする事前防災・減災対策費としての重点予算も組み込まれております。

地方への十分な配慮とする地方交付税等は、前年度並みの同水準、緊急防災・減災事業4,600億円、地域の元気づくり事業に3,000億円の計上をしています。本村においては、本年度補正予算に元気交付金等を見込んで1億6,700万円の追加補正を組んでいます。来年度当初予算につきましては、村長選挙があることから、予算編成の方針どおり準骨格予算として一般会計

におきまして、前年度比較で3.7%減の減額予算としています。

本村の最優先課題となります安心・安全な村づくりは、来年度においても重点施策として、しっかり行っていくつもりであります。特に、本年度実施しました小学校、中学校校舎の耐震診断調査で、両校舎とも耐震基準を下回る数値の結果が出たということでもあります。加えて、小学校においては、急傾斜地警戒区域の範囲内にあるということで、安全性に大きな障害が発生しております。また、防災の拠点ともなります役場庁舎においても、耐震診断の結果、同じように基準を下回る数値となりました。

このことから、3施設について、早急な耐震化対策が必要となりましたので、現在、小学校、中学校と役場庁舎を含めた3施設の耐震化構想の準備のための検討を行っているところであります。来年度早々にも、村民の皆様に参加をお願いし、協議会等の設置、住民説明会等を通じて早い段階で構想をまとめ、耐震化への対応をしていきたいと考えております。

3.11の大災害から、私たちは多くのことを学びました。そして、身近に存在する、いつくらかわからない大地震や大型化の台風等の自然災害に対し、命を守る、家族を守る、地域を守る大切さは、他人ごとでないことを改めて認識したことと思います。

本村が抱える土砂災害のリスクはきわめて高く、住民の命を守るための備えを防災・減災の面から確実に進めていく必要があります。いざという時のために、自助・共助・公助の基本で、みずからの備え、地域の備え、そして村の備えをさらに充実強化し、地域防災力を高める総合的な対策を進めていきたいと考えております。

それでは、予算の概要について、ご説明をいたします。

補正予算でございますけれども、今回、国の大型補正も導入いたしまして、総額1億6,000万円ほどの大型補正をお願いしました。主な事業となります、道の駅への無停電装置、橋梁の点検及び耐震化、公民館耐震診断など、財政上有利となります国からの補助金、交付金を組み合わせ、事業費ベースで総額1億300万円ほどの計上をさせていただきました。また、検討しています小中学校及び役場の耐震化事業における財源確保のため、新たな基金の設置をお願いし、積み立てを行うこととしましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

来年度の当初予算につきましては、予算編成方針のとおり、準骨格予算を基本に一般会計で前年度当初予算比3.7%減の総額17億1,000万円を、来年度の予算案といたしました。最優先としました安心・安全な村づくりにおいては、ハード面、ソフト面の両輪で対策を進めていく考えであります。

ハード的な対策につきましては、大きな財源が必要となることから、2つの県営事業をお

願いし、来年度からの実施の予定になっています。その一つとなります農村災害対策整備事業においては、土砂崩落防止施設、農業用排水施設、防火水槽などの整備に2億5,000万円の事業費が見込まれています。また、もう一つであります、中山間地域総合整備事業においては、農道、水道、鳥獣害防止ネット、営農飲雑用水などの整備に4億7,500万円の事業費が見込まれています。また、村が行う事業としましては、防災用の倉庫と備蓄品の整備を予定しています。

ソフト的な対策につきましては、広域常備消防による、消防無線のデジタル化事業などの計画となっています。また、自主防組織の設立に向けた支援事業、訓練等への支援体制などの取り組みも予定しています。9月の総合防災訓練には、自衛隊も参加しての総合訓練を計画しているところです。

次に、サステナ事業についてですが、農林業再生、自然エネルギーの活用、地域コミュニティの活性化の3つの柱を掲げまして、来年度以降、本格的にその取り組みを進めていく考えであります。農林業再生におきましては、自然エネルギーを活用した植物工場を検討課題にしていきたいと考えています。

本村が不利と言われた狭い農地、短い日照時間などの不適条件を克服し、年間を通しての生産性と安全性を高めた栽培には、大変有効的であると思っております。首都圏に近い地の利を生かし、水源地ブランドを冠して、農産業を先導する役割を担って、雇用の場ともなることを期待し、課題も多いわけですが、その実現に向けた検討を考えていきたいと思っております。

また、山林の循環的な活用を図るため、すでに間伐材をまき燃料とする循環システムを村内において動かしているわけですが、材の活用をさらに拡大するため、水源地ブランド材として、民間企業との活用の取り組みも始めています。今後も、利用範囲を拡大するための新たな商品開発を、民間と連携することで進めていきたいと思っております。

森林の整備においては、コストの問題が残されていますが、民間支援の活動を応援するとともに、行政施策による支援も検討していきたいと思っております。森林の整備は、経済的効果とともに村の課題となります安心・安全の村づくりにつながるものでありまして、土砂災害の防止や高齢者の社会参加も含め、高齢化社会の一つのモデルとしても進めていきたいと思っております。

自然エネルギーの活用に関しては、本村が目指す循環型社会を考えると、村における資源の活用が非常に重要になりますので、その可能性を調査しているところであります。省エ

ネと自然エネルギーの利用を最大限使って、小さな村でこそできる可能性を探っていきたいと思っています。現時点では、小水力と太陽光にその可能性があると思込んでいます。省エネに関しては、既に公共施設へのLED照明、エコライトの公共施設、駐車場への導入、学校、役場等への電気の見える化と拡大していますので、今後もできるだけ範囲を広げていきたいと思っています。

また、エコライフ促進助成金の中で、一般住宅への太陽光発電装置の設置推進を行っていますので、これを継続するとともに、公共施設への太陽光発電装置の設置を、順次、進めていきたいと思っています。小水力の利用も発電設備が小型化され、日進月歩で技術革新していますので、その利用も早い段階で可能になるものと考えていますので、引き続き検討していきたいと思っています。

地域コミュニティの重要性は、東日本大震災の教訓の一つであります。絆という字に込められた思いは、私たちの学ぶところでありました。昔は、結いやお祭りなど、つながりの深い密着したものでありましたが、生活圏の拡大とともに、そのつながりも希薄になっているように感じます。もう一度、新しい地域の連帯というつながりを再構するため、皆さんと話し合っていきたいと思っています。その一つとして、村民体育祭があります。来年度この件に関しましても、話し合いを進めていきたいと思っています。また、地域の自主防災組織化も支援し、取り組みを推進していきたいと思っています。また、公共交通に関しても、引き続き、村に適した体制を目指していきたいと思っています。

次に、社会インフラについてですが、国道のバイパストンネル化も事業着手が見えてまいりましたので、今後は、少しでも早い完成に努力をしていきたいと考えます。議員各位におかれましても、引き続きご協力のほど、お願いする次第であります。

村道は、生活道路としてさらに安全性、利便性を高めていくため、必要な改善を行っていくつもりであります。来年度は、村道における橋梁の長寿命化事業と、月夜野線の改修を進めていく予定であります。林道は、ここで橋梁の点検と耐震化事業を行っていく予定であります。農道に関しましては、県営事業であります、農村災害対策整備事業の中で整備を予定しております。

次に、産業の振興についてですが、村外からの入れ込み数が年間100万人と推測される中で、富士山の世界遺産化が実現することになりますと、さらにふえていくことも予想され、城山インターの開通、国道のバイパストンネル化と、非常に本村のポテンシャルは高く、この入れ込み資源を生かしていくことが、本村の産業振興にもつながっていくものと思っています。

観光振興は、6次産業と言われるくらい幅広い分野の参加を必要としていくことで、本村の振興にとって非常に重要な作業と言えます。そのため、道志らしさの美しい景観形成や頼朝伝説の工夫など、観光的な資源も磨き、さらに掘り起こし、その資源にストーリー性を加えてスポットを当てていく、そんな試みも行っていきたいと思えます。美しい村づくりは、まずきれいにから、住民の皆様と一緒に進めていく考えであります。また、山登り、溪流釣りなどポピュラーな趣味は、シニアにも人気でありまして、登山道や遊歩道の整備、看板等の設置、パンフレット等を用意し、本村への観光資源の拡大につなげていきたいと思っております。

また、本年度実証実験的に行った米づくりですが、とてもいい出来に仕上がりました、養老先生に命名もしていただき、来年度、本格的に希望する村民に、作付けを行ってもらいたいと考えています。不耕作米として、安全性を前面に出した本村の特産品として、拡大させていきたいと思っております。

また、村の事業になりますが、中山間地域直接支払交付金事業におきましては、来年度、対象地域も拡大し継続する中で、農地の管理を進め、公益性の維持向上に努めていきたいと思っております。同時に、村単独事業であります、耕作放棄地解消奨励事業も併行して継続し、農地の活用を進め、自給率の向上を目指したいと思っております。

地籍調査につきましては、笹久根、久保地域の30ヘクタールを計画しています。継続事業ですが、重要な事業でありまして、順次進めていく予定であります。水源の里づくり推進助成事業も復活し、地域の活性化に役立ってほしいと思っております。

また、来年度から、村外からの若者を中心にした、地域おこし協力隊事業を予定しております。この事業は、総務省の交付金事業として導入するもので、地域おこし意欲をもった大都市の人に、本村の村おこしに協力してもらおうという事業であります。最大3年間の事業になりますが、その先においては、定住にもつながるよう期待するところであります。

次に、福祉の充実についてですが、全ての村民が安心して暮らすことができることが大事でありまして、このための支援体制を充実、持続していくことが必要と考えております。新規には、健康を維持増進するための予防的事業として、ウォーキング推進事業を始めたいと考えています。高齢者及びその予備軍の村民にウォーキングを定着させ、本村の課題である糖尿病等生活習慣病を予防で食いとめ、生活の中で習慣として身につくようにしていきたいと思っております。

また、ひとり世帯、高齢世帯がふえていく中で、身近なこともままならないことが多くな

って、ちょっとした雪かき、草取りなど手伝ってもらえる、あるいは手伝いをしたい、そんな体制の人材バンクも設置をしていきたいと考えています。

また、人口減少、高齢化が進む中で、介護事業もふえているわけですが、その支えとなる介護資格の人材が、将来とも不足した状態が予想されることから、来年度、福祉資格取得への助成事業を考えています。

また、自宅での重度者の介護をしていく家族のために、少しでも足しになるように、支援対策として慰労金の支給も考えております。

また、子供子育て支援については、法律化されたことから、来年度その計画を策定していく予定であります。また、子育て支援となるつぼみっこくらぶ、保育所運営、学童保育をさらに充実して進めていきます。

村民の健康管理対策としては、妊婦・乳幼児の健康診査事業、すこやか子育て医療費事業、いきいき道志検診事業、子宮頸がん・不妊症治療費助成事業、インフルエンザワクチン接種など、引き続き充実・継続していく考えであります。来年度においても、暮らし向上基金を活用した、成人者へのインフルエンザ予防ワクチン接種助成を実施していく予定であります。また、住民の要望が多いにっこりコール事業も継続し、さらに充実をしていきたいと思っています。村民の皆様は、みずからの健康管理を心がける意識を高め、予防的行動を生活に取り入れていくための強化をしていきたいと思っています。

次に、教育の充実についてですが、少子化が進展し、小学生、中学生もさらに減少していくことが見通しとしてあるわけですが、村づくりは人づくりと言われるように、未来を担う子供たちにはどこにも負けない、日本一のすばらしい教育をしていただきたいと期待します。そのための教育環境の充実には、村としてできる限りの施策も講じていきたいと考えております。

また、継続事業となりますが、来年度も村単教員を小学校、中学校に配置し、加えて外国語教育のためのJ E T教員の配置、高校生への就学助成金を引き続き行っていく考えであります。

また、1月スタートし、1年かけて県を挙げて行う第28回国民文化祭ですが、本村は11月のやまゆりセンター祭りとR413フェスティバルをジョイントした企画で、村の生活文化を多くの皆様に知ってもらって、楽しんでいただきたいと思っています。

また、大学連携においても、交流事業もさらに充実させていきたいと考えております。

また、郷土の伝統芸能も引き続き支援し、地域のコミュニティーの活性化につながってい

くことを期待するところであります。

次に、昨年12月の定例会において質問がありました、次期村長選への対応であります、前向きに検討させていただきたいと12月に答弁をさせていただきました。本定例会を目途に、結論を出すべく熟慮を重ねてまいりました。現在の道志村の状況を振り返るとき、悲願でありました国道のバイパス化にめどがたち、情報インフラを構築し、消防署、診療所など暮らしの基盤もある程度整えてきました。当然、厳しい財政事情に配慮し、実質公債費比率を1桁で維持する目標を守りつつの事業遂行でありました。来年度には、耐震性に劣る小中学校の校舎と、役場庁舎の方向性を出す大事な時期であります。さらには、少子高齢化、人口減少、雇用の場の創出、自然エネルギーなどの大変難しい課題も残されていまして、この件に関して、多くの皆様からご提言、ご提案、ご指導をいただいております。単独存続の決定により、村民の皆様に参加をいただき、作成し、進めてまいりました日本一の水源の郷づくりも総仕上げの段階となりました。ハード整備とあわせてソフト事業を組み合わせ、持続可能な村づくりへとつなげていく大事な時期であります。

今後、信任を得るならば、多くの村の資源を活用し、交流人口をふやし、産業の裾野を広げ、地域経済を活性化させ、さらに活力ある村づくりを進めさせていただきたいと考えるに至りました。あまり長すぎるものは疎まれやすいものであります、村政の一定の成果を出すには、継続性が必要であり、最低10年、または3期は必要と思っております。

私にとりましても、村長選には最後の挑戦になると思っております。幸い健康には自信があり、体力、気力はさらに充実していると自負しております。村民の皆様のご支持をいただけるのであれば、引き続き3期目の村政を担当させていただき、全身全霊をもってその任に当たっていきたくと考えております。

引き続き、議員の皆様、村民の皆様のご支援ご鞭撻をいただき、ふるさと道志村のため、全力で村民の皆様と一緒に取り組んでまいり所存でありますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会に提出する議案は、制定条例1件、改正条例5件、議決案件1件、規約の変更1件、平成24年度補正予算9件、平成25年度当初予算8件であります。

どうかよろしくご審議を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

○議長（水越茂広君） ご苦労さまでした。

---

## ◎開議の宣告

○議長（水越茂広君） これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（水越茂広君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（水越茂広君） 諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年11月分、12月分及び平成25年1月分の例月出納検査についての報告が提出されております。この写しをお手元に配付しておきました。

以上で報告事項を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（水越茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第6番議員、長田達義君及び第7番議員、山口力君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（水越茂広君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） ちょっと待ってください。

会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長から協議結果の報告をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 議会運営委員長。

〔議会運営委員長 長田達義君 登壇〕

○議会運営委員長（長田達義君） 報告いたします。

会期の件につきましては、去る2月25日、議長から諮問がありました。議会運営委員会において会議を開き、協議した結果、会期につきましては本日から15日までの11日間の日程と

とすることといたしました。

以上、報告いたします。

○議長（水越茂広君） ご苦労さまです。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から15日までの11日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの11日間と決定いたしました。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

（午前10時 分）

---

○議長（水越茂広君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時 分）

---

#### ◎一般質問

○議長（水越茂広君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第61条第2項の規定により、通告制となっております。

通告は8議員から受理しております。順番に発言を許します。

---

#### ◇ 出 羽 和 平 君

○議長（水越茂広君） 1番議員、出羽和平君の発言を許します。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 出羽和平君。

〔1番 出羽和平君 登壇〕

○1番（出羽和平君） 多種多様の政策を遂行するのに、現在の組織体制で問題はないのかということについて質問いたします。

いわゆる縦割り行政の弊害と言われている問題ですが、報告、連絡、相談などいわゆる報連相活動を行い、横のつながりをもって情報を共有し、政策を決めていく必要があると思うが、道志村においては、今のところ何も問題ないのでこのままでいいのか。いや、変える必

要があると考えているのか、村長及び各課長にお伺いいたします。

例になるかわかりませんが、気がついたことを一つ挙げます。

平成24年度当初予算に、防火水槽が2基設置することが予算化されていました。昨年6月の定例会の補正予算の全員協議会で、国の補助金が見つからないのでこの事業はなくなるとの説明がありました。その後、7月から8月にかけて農村災害対策事業が平成25年度から導入されることになり、チーム懇談会等を経て、産業創造グループで具体的な事業が取りまとめられていて、全体像が示されました。その中に防火水槽も含まれていました。その後、農村災害対策事業の推進委員会が2回開かれ、この事業の概要が委員に説明されました。しかし、12月の定例会において、総務行政グループの6月補正で減額になった防火水槽が復活しました。農村災害対策事業で決まっていた防火水槽設置が、総務行政グループの所管する事業に変更されたのはなぜでしょうか。他の事業に組み込まれていたものを変更するには理由があると思われませんが、そのプロセスと理由について明確に説明を求めます。

○議長（水越茂広君） 出羽和平議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（大田昌博君） 縦割り行政の弊害はありませんかのご質問にお答えをさせていただきます。

行政目標を達成するために、最少の経費で最大の効果を上げる、こうした基本をもって行政運営に努めているところであります。村づくりの目標の達成には、手段として組織が必要であり、効率性の高い組織力でなくてはなりません。縦割り組織は、長い歴史を乗り越えてきた手法として、今日の組織体系に取り込まれ、我が国の行政組織の体系における市町村の組織も、上部団体との縦のつながりに補助制度のような効率性があり、事務処理も容易ということで、総じて同様の組織体制になっていると思われまます。

しかしながら、ご指摘のように、縦つながりのシステムも横つながりのシステムも双方とも長所短所があり、完全な組織が存在しないと言われる中で、短所を極小化させる中で、双方の長所を生かすことが求められるシステムが必要と考えております。

本村の組織体制を、縦割りの中で横のつながりをとるために職員レベルでの調整会議とか、プロジェクトを多く取り入れての横つながりを強化するなどを行っていますが、まだまだ指摘されるような状況もあります。今後、本組織体制の中で、短所を埋めていく努力をしなければならぬと考えております。

私の答弁は以上であります。細かくは担当課長から説明をいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 引き続き、課長職を代表しまして答弁させていただきます。

村長答弁にありましたとおり、どんな形にせよ、メリット、デメリットがあると考えております。このことを踏まえるならば、デメリットを縮減するための横軸のシステムを補完していくことが、より弊害への対処法と思っております。これまでも、職員間の横の連絡調整として、管理職や職員レベルの定期的、不定期的な会議等を多々実施しておりまして、ある程度はできているものと思っておりました。しかしながら、ご指摘の例も含め、大変反省するところ大でありまして、今後連絡調整等の不足による事務処理が生じないように、横の連絡調整をしっかりと強化して、間違いのない事務処理に努めていきたいと存じます。

次に、ご指摘の事業の経過と理由についてご説明をいたします。

平成24年度当初予算において、防火水槽2基を消防防災施設整備事業の補助金にて整備を予定しておりました。しかしながら、東北への復興予算に回していく旨の連絡を受けまして、6月議会において補助事業の見送りをお願いしております。その後、担当レベルとしては、2年前から住民の要望が強くあったということで、何とか早く実現したいと思っております。適当な補助制度はないのか調べを進めておりました。その中で7月ごろ、平成25年度から導入予定の県営の農村災害対策事業において、防火水槽事業も取り込みは可能とのことがわかりまして、非常に有意な事業であることから、担当としては、計画をしていた20基全部を、ちょっと無理とは感じながらもその事業の中に要請をしております。

この事業においては、緊急避難路整備や土砂崩落防止対策などさまざまな事業が盛り込まれるということで、防火水槽20基というのもあまりにもバランスを欠き、無理筋かとも思っていたものですが、幾つかは採択されるものと考えていたそうです。10月末、国の経済対策地域活性化予備費を活用した消防防災施設整備事業が、追加要望としてできるとの県からの連絡がありました。その際、この事業においては、平成24年度中に行えば、村負担25%で実施できるが、25年においては本事業の採択が難しく、平成26年度においては、補助率が50%になるということで、できるだけ前倒しをして実施の方向で進めるよう県のアドバイスもありました。その時点で、農村災害対策事業は県が計画中で、幾つ防火水槽が盛り込まれているのかも不明の状態でありまして、防火水槽以外にも、さまざまな事業が盛り込まれるため、幾つかの防火水槽はその計画の中に漏れていくのではないかと、そのようにこの時点では思

い込んでしまい、多少負担率は高いが、比較的有利な消防防災制度の事業の中で、年度内で整備したほうが村の利益にかなうものと個人的に判断してしまい、わずかの期間の中で間に合わせるため、とりあえず地域から要望のあった大室指と野原地区の案件を取り上げ、横の連絡が不備な状態で申請をしてしまいました。

その後の経過は、12月議会において、当該事業の復活の補正予算をお願いし、12月末の交付決定があったわけですが、その後、1月の測量設計、2月の入札、請負契約で現在工事中であり、繰り越しの手続によって5月の完成を予定しているところであります。

ご指摘のとおり、横軸調整に欠けた大変まずい事務処理でありまして、関係機関、関係の皆さん、住民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしました。今後はこのようなことが起きないように、横軸の調整をしっかり強化してやっていく所存であります。

経過と理由につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（水越茂広君） 出羽和平議員、再質問はありませんか。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 出羽和平議員。

○1番（出羽和平君） 効率的に取り組むということですが、私が指摘したいのは、要するに防火水槽の設置部分、それ以外にそういった問題というのはないんじゃないかということです。ただ、今回例題を示している中で、指摘というか、そういう中で考えられることは2点あると思いますよ。1つは早期に設置することがいいのか、もう1点は費用の問題はどうするかということだと思っんですよ。そこで、報・連・相そういう活動があれば、住民からの要請があつて、防火体制を整えるということであれば、早く設置してやるのが望ましいということで、これは間違っていないと思います。間違っていない。ただ、もう1点考えてほしかったのは、農村災害対策事業で、県の事業ということで、村の負担率が少なく済むということです。結果的に見ると、農村災害対策事業は国が50%、県が26%、村が14%というふうに聞いています。最終的には、これは交付税がバックするというふうに聞いていますんで、最終的には1.6%の程度の負担で済むということです。それと、何百万とかという負担をしなければならないのなら、農村災害対策整備事業を使うと1.6%で済むというんですから、やはりそれは詰めてほしかったなということです。今後、こういう問題が起きないかということ、またそれは違ふと思っんですよ。それはやっぱり横のつながりというのは大事なことであつて、その辺のところ司令塔というんですかね、まとめる場所が必要ではないか、この組織表

なんかを見ると、財政政策グループが多分そういうのを統括すると思うんですけども。やっぱり、そういうところと調整をいつもして、そういうところがあればいいと思います。

今後、同じようなそういう事例が発生した場合はどうするのか。その辺のお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（水越茂広君） 出羽和平議員の質問に対して、当局の答弁を求めます。

〔「はい」という声あり〕

総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） まことにもって申しわけない事務処理でございました。言われますとおり、財源的には11%の補助の減と、こういった村にとって財源の課題があるわけですが、先ほども申しましたとおり、一刻も早く住民のためにその施設を設けてやりたいという、担当レベルの中の気持ちが強くありまして、まことに申しわけなかったんですが、こういった工事の発注になってしまいました。

今後は、このようなことのないように、さらに横のつながりを強化して、本来の企画調整の役である担当者も入れた三方からこういった連絡をとっていく、そういったことも考えております。

以上です。

○議長（水越茂広君） 出羽和平議員。再々質問はありませんか。

○1番（出羽和平君） ありません。

○議長（水越茂広君） 出羽和平議員、以上でよろしいでしょうか。

○1番（出羽和平君） はい。

○議長（水越茂広君） これで、出羽和平君の一般質問は終了いたします。

---

◇ 長 田 達 義 君

○議長（水越茂広君） 次に、6番議員、長田達義君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 6番議員、長田達義君。

〔6番 長田達義君 登壇〕

○6番（長田達義君） 私は、3点についてお伺いをいたします。

私は、昨年9月定例議会において、森林環境税を活用した森林整備の推進について質問いたしました。山梨県では、平成24年度予定していた約800ヘクタールの森林整備は、おおむ

ね実施できる見込みであるとのことです。以前質問した答弁の中で、道志村で積極的に取り組んでいくという考えでありますというような話でございました。そこで、道志村は平成25年度に向けて、この森林環境税を活用した森林整備事業を、どのように計画をしていくのかお尋ねいたします。

次に、作業道及び路網の整備についてお尋ねいたします。

道志村は総面積の94%が山林であります。このうち、36%が横浜市水源涵養林であります。この山林資源を保全・整備していくには、作業道及び路網の管理用道路が必要であると考えますが、村では、現在までに作業道及び路網を何路線、何メートルくらい整備したのか。また、この作業道及び路網を使用して、どのくらいの材積を搬出したのか、お尋ねいたします。

3点目に、横浜市施設の譲与についてお尋ねいたします。

村内にある横浜市の施設である、横浜市野外活動センターや横浜市スポーツ広場については、横浜市から譲与を受けるとのことですが、その譲与方法はどのような内容か、また、譲与後の活用方法はどのようにするのかお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（水越茂広君） 長田達義議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） それでは、長田議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

平成25年度の森林整備についてですけれども、平成24年度より山梨県で森林環境税を導入した森林環境保全推進事業を実施しておりますが、現在のところ道志村では、議員ご指摘のとおり、実施はされておられません。この事業を実施するに当たってはご承知のとおり、一般の2分の1以上の面積の森林所有者の同意や50立米以上の搬出等の諸要件があります。村としての実施主体になります南都留森林組合が、この事業を活用して村内の森林整備が取り込めるよう情報提供しているところです。現在、南都留森林組合管内での市町村での平成24年度の事業の取り組み状況ですと、都留市、西桂、上野原市秋山において実施されているということであります。道志村も、平成25年度において事業が実施できるよう、現在候補地として白井平地区を挙げまして、森林組合と相談しているところですので、今後、所有者調べ、対象の3事業のうちから事業選択、これらについて役場と森林組合との役割分担の中で、進めていきたいと考えています。

また、道志・森づくり事業として独自で取り組んでおります企業の森候補地なども、本事業での要件を満たすようであれば、情報提供等していきたいと考えております。

いずれにしましても、森林所有者の理解と協力がなければ事業が取り込めませんので、村としても情報収集を行い、事業体となり得る団体の情報を提供しまして、森林整備を推進していきたいと考えますので、さらなるご協力をお願いするものであります。

次に、作業道及び路網の整備についてお答えさせていただきます。

森林からの木材の効率的かつ継続的な搬出には、林内道路の整備が不可欠であるため、村で整備しています林業用道路としましては、補助事業を活用しての林道、その支線として村単独での作業道、さらには路網を整備しています。林道台帳から林道につきましては、22路線、総延長5万6,901メートルを開設しています。作業道につきましては、その森林内の間伐等の目的が達成されますと、その後管理は行っていませんので、台帳への登載がありません。しかし、現在も利用されている作業道もありますので、今後も整備して活用していくことも考えているところです。

路網につきましては、平成22年度より森林整備の一環として、整備しています。平成22年度は、白井平、板橋、川村、日蔭、蜂久保の5カ所に、総延長2,211メートルを整備し、平成23年度は笹久根、道坂の2カ所にて総延長731メートルを整備しております。平成24年度は長又、善之木、神地、馬場の4カ所に総延長1,500メートルを現在整備中であります。平成24年度中、整備中箇所も含めると、現在まで11路線、総延長4,442メートルの整備であります。また、25年度におきましても予算額500万円、延長1,000メートルを予定しております。路網の整理により搬出される材積につきましては、現在路網開設に伴い伐採される木材でありまして、主に道志の湯の薪ボイラーの燃料として利用しています。

このように現状は、間伐材の用途は、道志の湯の薪への利用が主であります。今後につきましては、現在取り組んでおります早川町、丹波山村、道志村及び株式会社イトーキ等による産・官・民協力によるところの、やまなし水源地ブランド推進協議会による木材を利用したの商品開発や、民間により組織されています、道志間伐材活用四者協力会によりまして、間伐材の有効活用、木材の供給先や流通体制等を含めて活動していますので、この協力会の活動に期待しているところであります。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 3点目の質問であります、横浜市施設の譲与についての質問にお答えをいたします。

現在、村内で横浜市が管理運営しています野外活動施設は2施設ございます。道志青少年野外活動センターということで、東神地にあるスポーツ広場と室久保にあるキャンプ場であります。横浜市では、市内プール及び野外活動施設等の見直しが検討されまして、本村にある2施設も、その検討の対象の中で調査検討が行われました。キャンプ場、スポーツ広場とも利用状況が非常に低い中で管理運営費も高く、施設の老朽化で積み残し保全費も高額で、継続にも高額なコストが必要とされることから、見直しの考えが示されました。そして、キャンプ場の廃止に伴う代替え案として、村の民間キャンプ場を横浜市民が利用する場合の優待補助とテント等の無料貸し出しへの業務委託を道志村観光協会に行うことで、そういった案がございました。

また、スポーツ広場につきましては村に無償で移管され、その際、横浜市によって屋根と外壁、一部内部の修繕を行った上で移管するというものであります。

また、移管後は道志村が管理し、村の活性化や横浜市との交流等に有効活用するという提案がございました。

本村としましては、キャンプ場に関しましては、民間のキャンプ場が利用料の補助によって、横浜市民が今以上に利用されることにつながるものと、大変期待をしております。

また、スポーツ広場に関しましては、交流人口をふやすため、交流活動の拠点となるような施設として、管理運営を今後考えていきたいと考えております。

移管の事務処理は、今月中を予定していきまして、4月1日より村の管理下になります。来年度は、必要最小限度の修繕を行い、管理業務ができる状況を確認した上で、交流活動に適した団体等の管理協力も視野に入れて、本格的な整備に向けた作業を、地域住民参画のもとで進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（水越茂広君） 長田達義議員、再質問はありますか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 長田達義議員。

○6番（長田達義君） 今、白井平地区に、この事業をもっていこうというような話があるというような話してございました。

〔「失礼ですけれども、起立して……。」という声あり〕

○6番（長田達義君） すみません。

この事業を白井平地区でやるというような話も森林組合へ行って聞いたことございます。そういう中でございますが、何とかこれをしてもらいたいと、こういう話がございますが、できるということになれば、ひとつ道志村のモデル地区にこの事業をして、この地区を少し手をかけて、道志村でもこういうことができるんだと、こういうような見本のモデルをつくりたいとこのように思います。ひとつよろしく願いいたします。

それと、村長にも同じ質問ですが、ここのほうがよいというか、お話を伺いたいと思います。

それと、横浜市の施設ですが、曲り沢の入口にも1つ小屋がありますね。この小屋は、あれはとっておくんですか。それもちよつと聞きたいと思います。

○議長（水越茂広君） 長田達義議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（大田昌博君） 村のほうも、森林再生は大きなこととして進めておりますので、その中で、森林組合との連携また地主さんとの連携ということで、そうした方面の活動も進めておりますので、今の議員さんのモデル地区という案も、非常に素晴らしい案だと思いますので、そうした方向を検討しながら、この事業を進めてまいりたいと思いますので、今後とも引き続きよろしくお願いを申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 室久保の施設をどうするかということですが、今あるキャンプ場に関しては廃止ということで、横浜のほうから回答いただいております。その後に関しましては、あそこはもともと横浜市水源涵養林ということで、水道局の管理下に入っておりますので、横浜のほうで更地にするなり何にするなりという計画があろうかと思っております。その下の施設に関しましては、横浜のほうからもそういった報告は、今のところ入っておりません。以上です。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 長田達義議員。

○6番（長田達義君） 書いてなくても、その施設が横浜で以前に使っていた施設で、そこが狭いというんでおきに行った施設だから、それは横浜でつくったものだから最後まで横浜が

面倒をみなければならないと思いますが、その点はどうですか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 今回の検討の材料になりましたのは、上のキャンプ場ということで、下の以前のキャンプ場のところに関しましては、多分使用が困難になったということで、上にもっていったんだと思っているんですが、それにしましても、そちらのその前の施設に関しましては、横浜のほうとの打ち合わせも行っておりませんし、それをどうするのかはちょっと横浜さんのお考えの、横浜の土地に横浜の建物が建っているということで、村のほうとしては、ちょっとその辺は関与しておりません。

○議長（水越茂広君） 長田達義議員、以上でよろしいですか。

これで、長田達義君の一般質問は終了いたします。

---

#### ◇ 杉 本 秀 明 君

○議長（水越茂広君） 次に、9番議員、杉本秀明君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 杉本秀明君。

〔9番 杉本秀明君 登壇〕

○9番（杉本秀明君） 3点ほど一般質問させていただきます。

ふるさと納税の状況と活用は。平成23年3月定例会において、ふるさと納税の今後の取り組みと活用方法について質問しました。そのときの答弁によると、周知については、公共施設にポスターの掲示や広報、ホームページなどの媒体を利用して積極的にPRを行い、応援寄附金の推進を図るとの回答でした。そこで、その後のふるさと納税の状況と活用についてお尋ねします。

2点目で、クリーンエネルギーの政策の取り組みについて。今、人類は地球規模で取り組まなければいけない二酸化炭素排出問題や、クリーンなエネルギーの問題など、さまざまなことが取り上げられていますが、本村でも新エネルギー政策の研究などを積み重ねているところだと思えます。クリーンエネルギー政策の取り組みを、今後どのように進めていくのかお尋ねいたします。

3点目で、公共施設の安全対策は。昨年12月2日に、中央自動車道の笹子トンネル天井板の落下事故による走行中の車が複数台巻き込まれ、9名の死亡と2名の重軽症者となる悲惨

な事故がありました。村内にも国道に2カ所、県道に1カ所のトンネルがありますが、トンネルの状況及び安全対策はどのようになっているのかお尋ねします。

また、先日長野県では、国道にかかるつり橋のワイヤーが破断する事故があったばかりです。本村にも遊歩道として、久保地区の3カ所につり橋があり、1つのエリアに3つのつり橋があるのは、全国的にも珍しい地域として知られざるどころですが、このような全国的に公共施設の事故が多い、多発している状況の中で、本村としての施設の保守点検や安全対策について、どのような方針で対処していくのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 会計管理者。

○会計管理者（山口晃司君） ふるさと納税の状況と今後の活用方法について、お答え申し上げます。

ふるさと納税につきましては、地域居住地以外の都道府県、市町村に対し寄附を行うことで、個人住民税の一部が控除される制度でして、平成20年に創設されたものでございます。

本村におきましても同年9月に、日本一の水源の郷づくり道志村応援寄附金条例を設置しまして、目的、事業内容、基金の設置などを定め、リーフレットを作成し、公共施設の配布やインターネットのホームページ上に応援サイトを設けるなどして寄附金を募ってまいりました。制度創設から5年が経過し、全国的にもふるさと納税に対する意識が低下する中、本村におきましても、平成20年度108万円、平成21年度60万円、平成22年度19万円、平成23年度21万円と、年々減少の傾向にあります。幸い、24年度におきましては、54万3,000円のご寄附を頂戴しており、横浜市との各種交流事業、大学連携事業等において、村の取り組みに理解と協力を求めてまいりましたことが、若干ではありますが、成果としてあらわれたものと思います。そうは申しましても、まだまだ支援者獲得に向け、努力する必要があると感じております。

今後、インターネットへの掲載やチラシの配布方法等にも工夫を凝らして、各種交流事業などの機会を捉え、積極的にふるさと納税の協力を求めてまいりたいと思っております。

次に、ふるさと納税の今後の活用についてでございますが、平成25年2月28日現在で、延べ25名の方々から総額262万3,377円のご寄附を頂戴しております。寄附金が一定規模になったことから、平成25年度においてご寄附を頂戴した方々の意向に沿って事業を実施する予定

でございます。事業の詳細につきましては、福祉に関する事業として、独居老人、高齢者世帯に対し、医科歯科診療所への無料送迎等、配食、声掛けサービスが行われておりますが、この事業用の車両を購入し、ぬくもりのある地域づくりに貢献していただくよう支援したいと考えております。事業費は180万円です。

次に、教育に関する事業としまして、小中学校へ集会、イベント用テントを購入し、教育環境の整備につなげたいと考えております。事業費は40万円です。

続いて、自然環境と環境の保全に関する事業及び地域産業の振興に関する事業としまして、森林整備や活性化に向けての取り組みが、NPO道志・森づくりネットワークで行われておりますが、この活動を行うための運搬車両や集材機の購入資金を補助し、自然環境の保全と地域振興のための活動を支援したいと考えております。事業費は40万円です。

以上、3事業を合わせて260万円となります。

また、事業実施後は、寄附金をいただきました方々に対しまして事業報告を行うとともに、インターネットのホームページ、広報紙等を通じ、事業実績を掲載する予定になってございます。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（大田昌博君） クリーンエネルギー政策についてでございますけれども、東日本大震災をきっかけに、再生エネルギーに対する期待が高まっております。

本村では、持続可能な村づくりに取り組む観点から、豊かな自然環境や水源を地域資源として保全しつつ、地域資源を活用した新エネルギーの創出、エネルギーの利活用方法を検討しているところです。また、現時点でのクリーンエネルギーの活用として、公用車での電気自動車の導入を行っています。さらに、25年度にて、もう1台の電気自動車の購入も検討をしております。

今後の基本的な考え方といたしましては、1つ目には、国・県の動向を踏まえながら、再生可能エネルギーの活用方法を検討し、再生可能エネルギーへの転換を長期的に進める。そしてまた、原子力への依存度の低減を進めていく。2つ目には、災害時の避難所の電気、熱などのエネルギー供給システムの構築であります。3つ目として、再生可能エネルギーへの転換だけではなく、村民、事業者、行政が日常の生活に影響を及ぼさない形での節電、省エネへの取り組みの推進、そのための啓発、情報提供等を行ってまいりたいと思います。

このような基本的な考え方に沿いまして、エネルギーの地産・地消、災害時のエネルギーの確保、節電、省エネ等の取り組みを推進していきたいと考えております。

また、道志村バイオマスタウン構想に基づいて、道志の湯の熱源として木質バイオマスボイラーの整備、電気自動車の急速充電器、電気の見える化などの先行する取り組みとともに、整合性を図りながら、再生可能エネルギー利用につきましても、今後の村の政策に取り込んでいきたいと考えているところであります。

また、議員の皆様方にも先月、あいち臨空新エネルギー実証研究エリア及び長野県飯田市を視察研修していただき、新エネルギーの先進的な取り組みを行っている施設を見ていただいたところであります。本村におけるエネルギー政策について、今後におきましても議会や住民の皆様方のご意見、ご提言をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。

以上です。

[「はい」という声あり]

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 次に、公共施設の安全対策について、お答えをさせていただきます。

村内のトンネルにつきましては、山口トンネル、道坂トンネル、笹久根トンネルがありまして、3本とも山梨県の管理となっています。2月の新聞紙上においては、山梨県は来年度、県が管理する130本の補修計画を策定する内容が掲載されていました。県は、現在目視やハンマーで打って照明などの点検作業を行っている、年度内には、トンネルの内壁や路面の舗装、照明などについて、点検の頻度を定めた点検計画を策定し、来年度から本格的な点検作業に入り、この点検結果を踏まえた上で、中長期的な計画を策定するとしています。この中に、村内の国道・県道にある3本のトンネルについて県に状況確認をしたところ、漏水等の補修済みや照明などの附属物の点検作業を、現在実施中とのことであります。

次に、村管理のつり橋についてですが、久保地区には3カ所のつり橋があり、過去においてこの点検後に実施しました補修等は次のとおりです。野原つり橋につきましては、橋脚、河川の塗装、橋板の一部改修、縦桁、床板の取りかえ、手すりの全部取りかえ等の改修を行っています。久保つり橋は、橋板を縞鋼板に取りかえての改修を行っています。笹久根の橋につきましても、橋板を縞鋼板に取りかえての改修を行っています。また、昨年に野原、久保両つり橋について点検した結果、赤さび、腐食等が発生しているため、改修のための事業

費を、平成25年度当初予算に予算計上させていただいております。

今後におきましても、村管理の各種道路等の施設につきましても、定期的な保守点検等を計画して、安全対策を図っていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員、再質問ありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員。

○9番（杉本秀明君） ふるさと納税のことですけれども、その中で、事業をするのは初めてということよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○会計管理者（山口晃司君） 平成20年に設立されて、ちょうどことしで4年と5カ月経過したところでございます。

事業につきましては、過去一度もしておりません。

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員、再々質問はありませんか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 杉本議員。

○9番（杉本秀明君） 公共施設の安全対策のところなんですけれども、25年も予算取りは野原と久保のつり橋だけでいいんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） ただいまの質問に対しまして、つり橋につきましては、野原と久保だけです。そのほかに村道におきましても、橋梁点検とかのり面、舗装面とか点検も、当初予算に計上させてもらっています。

以上です。

○議長（水越茂広君） 杉本議員、以上でよろしいですか。

これで、杉本秀明君の一般質問は終了いたします。

---

#### ◇ 大 田 博 文 君

○議長（水越茂広君） 次に、5番議員、大田博文君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 大田博文君。

〔5番 大田博文君 登壇〕

○5番（大田博文君） 新エネルギー政策の基本方針についてお尋ねいたします。

先ほどの杉本議員と似たような質問ですが、道志村では地域資源を活用した、持続可能な村づくりに取り組んでおります。この政策において検討している太陽光発電、風力発電及び水力発電政策を今後どのように進めていくのか。また、先日研修いたしました長野県飯田市では、太陽光発電の普及率が45%とのことでした。そこで、道志村が目指している新エネルギー政策の基本方針についてお尋ねいたします。

次に、福祉センターの防災管理体制はどうなっているのかお尋ねいたします。

2月9日に発生いたしました長崎市の介護施設の火災では、死者4名、重傷6名の大惨事となり、皆様の記憶にもまだ新しい悲惨な事故となりました。体の不自由な高齢者にとって、火災発生時の避難は容易なことではありません。道志村でも高齢者が利用している福祉センターで、もし火災等が発生した場合、周辺に民家等がないため、従業員だけで初動体制をとることが想定されます。

そこで、福祉センターの防災管理体制はどのようになっているのか。また、避難訓練等は実施しているのかお尋ねいたします。

○議長（水越茂広君） 大田博文議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（大田昌博君） 新エネルギー政策の基本方針についてというご質問でございますけれども、基本方針につきましては、先ほど杉本秀明議員からのクリーンエネルギー政策の取り組みについての質問に対しまして、答弁をさせていただいたとおりでございますので、ご理解をお願いいたします。

大田議員のご質問の発電可能な3種類についてお答えをさせていただきますけれども、太陽光発電については、日照時間の多い公共施設に順次設置し、余剰電力の売電を考えております。平成25年度には、水源の郷やまゆりセンターに約400平米規模での設置が考えられるところであります。

小水力発電につきましては、現在候補地8カ所の簡易調査を行い検討をしているところですが、水利権、流量、落差等を考慮する中で、発電電力の量が少ないため、電力の使用法とあわせて、今後検討を行っていきたいと考えます。

次に、風力発電につきましては、現在のところ検討するところまでは至っておりませんが、海沿いに設置してあるような大型のものは地形的にも設置が難しいと思われるので、現在、非常用備蓄倉庫に設置されているような、小型の簡易的なものについて検討を行い、公共施設の街灯電力等に活用できたらと思っております。

いずれにしましても、本村の地形、自然環境や地域資源を利活用した再生可能エネルギーの創出を行うための、国・県の動向を踏まえた中で、経済性の面から設置コスト、維持コスト等についてもしっかりと検討を行い、事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 引き続き、大田議員の質問についてお答えいたします。

日本各地で、介護施設関係の事故や火災が時々報告されておりますが、道志村におきましても福祉センターがあり、このような事故や火災も発生する可能性はあります。

最初の質問で、福祉センターの防火管理体制でございますが、施設に火災報知機を設置されていて、半年に1度は点検を委託しております。スプリンクラーは設置されておられません。福祉センターが組織しております自衛消防隊組織表をもとに、総括班、情報収集班、防護措置班、避難誘導班、応急処置班、消火班、救護班に分かれ、防火の初動体制に必要な自衛組織を編成しております。

次に、避難訓練等についてでございますが、福祉センターにおいては、年2回の防災訓練を実施することになっております。今まで行った訓練は、火災と地震の訓練で各介護職員、看護職員がリーダーシップを発揮し、スムーズな訓練ができていました。本番にあつてはならないことですが、本番にあせらず、一人一人が先頭に立ち、利用者を守ることが大切で、今後も研修や訓練、予防措置、是正措置を通じて意識を高めてまいります。地震や火災で一番予想されることは、パニック状態になってしまうことです。もしものときに、慌てず、あせらないよう、日ごろから職員同士で声をかけ合い、一朝有事に対処できるよう訓練を行っております。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しつつ、定期的に職員の教育訓練を徹底し、今後も防災計画に基づき、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を実施していきます。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 大田博文議員、再質問はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 大田博文議員。

○5番（大田博文君） 新エネルギー政策のことについて、村長さんからいい答弁がありました。続きまして、太陽光発電を家に設置する場合、屋根の大きさに応じて設置するわけですが、村のほうからの補助金とか、また、国のほうからも出ると思うんですが、どのくらいの補助が出るのか。また、できるだけ補助を出してもらって、普及させたほうがいいと思いますが、その点をちょっとお聞きします。

それと、福祉センターの先ほどの課長さんの話ですが、訓練をやっているとのことで安心いたしました。あそこには歯科診療所、また診療所とあるわけですが、合同の訓練といったこと、これもやっているのか聞きたいです。そして、長崎市の事件のときは、そばに中学校がありまして、部活を中学生がしておりまして、老人ホームが火事ですということで、先生が飛んで行って大勢の人を救出したそうです。道志村と似たような距離に中学校があったわけですが、大勢の人が助けに行ったようです。その初動体制、また、歯科診療所、診療所のほうと連携をして訓練をしていただいで、間違いのないようにしていただきたいと思います。

以上、そのほうをちょっとお聞きします。全体的な訓練ですね。それと診療所など、何かこう、やっているかどうか、それをちょっとお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） では、新エネルギーの関係の質問につきましてですけれども、確かに議員の言われるとおり、太陽光発電これを導入した場合、村としての単独補助金がございます。これが、上限を12万円とするものであって、規模によって、その範囲内で対応させていただいております。ほかにも3種類の補助金ができまして、ほかにもストーブとか、家庭用のごみ処理機とかが入ってきまして、総額100万円の中で補助体制を整えています。今年度も1件の申請、年度またぎで1件、また申請される予定であります。

以上です。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） それでは今、歯科と医科と合同での訓練をしているかということでは、今まで一度もまだしたことはございません。とてもいい案だと思ひまして

聞いていましたけれども、それでしたら今度は医科、歯科も含めて同時に訓練をするという方法をとりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（水越茂広君） 大田博文議員、再々質問はありませんか。

○5番（大田博文君） ありません。

○議長（水越茂広君） これで、大田博文君の一般質問は終了いたします。

---

◇ 山 口 勝 也 君

○議長（水越茂広君） 次に、8番議員、山口勝也君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（水越茂広君） 8番議員、山口勝也君。

[8番 山口勝也君 登壇]

○8番（山口勝也君） 私は、道の駅どうし及び道志の湯について。私は議員として、本政に携わり約10カ月が過ぎます。議会議員として研修も行いながら、行政、自己について村民を初め、地域住民の皆様に、できるだけ早く的確な情報を報告できるように日々努めております。神地地域には道志村最大の事業所、道の駅の施設があります。農産物を初め、多くの村民の皆様が、経済効果を期待して経営に参加しています。管理運営は、村から株式会社どうしに、指定管理制度により委託して経営しているとお聞きしますが、ここで道志の湯を含め、次の4点について質問します。

1、株式会社どうしから他の業者に業務を委託しているか、組織図等で示し、役員構成と報酬を公開していただきたい。

2、村に対して委託料を幾ら支払っているか。また、その実績を23年度、24年度の2年間を出していただきたい。また、決算期はいつか。決算書の公開はあるか。

3、道志の湯は、昨年4月にリニューアルオープンし、約1億6,000万円かけて薪ボイラー設備を含め改築いたしました。その後の経営状況はどうか。また、費用を投資した成果についてお尋ねいたします。

4、道志の湯の経営は誰がしているのか。経営方針は自社か、他の業者か。また、NPO法人道志・森づくりネットワークとのかかわりはどのようになっているのかなど、組織表などで示していただきたい。決算書の状況もお伺いしたい。

○議長（水越茂広君） 山口勝也議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） それでは、道の駅どうし及び道志の湯について、お答えをさせていただきます。

道の駅どうし及び道志の湯の同施設につきましては、株式会社どうしを指定管理者として、管理運営を委託しています。指定期間としましては、道の駅どうしにつきましては、平成22年6月1日から平成25年3月31日、道志の湯につきましては、平成23年7月1日から平成25年3月31日となっています。

ご質問の1点目としまして、株式会社どうしから他の業者に、現在において業務委託等はありませんので、組織図等もございません。役員構成としましては、代表取締役社長 大田昌博村長です。専務取締役 今泉茂、富士急行より出向しております。取締役 大房保夫産業振興課長です。監査役 池谷忠総務課長、監査役 天野友一、天野会計事務所となっています。役員報酬につきましては、無報酬となっていますが、専務取締役には給与が支給されています。

2点目といたしまして、村から指定管理者に委託料は支払っていませんが、指定管理者からの村への納付額は、23年度は土地の使用料258万9,720円、施設使用料としまして1,800万円、24年度につきましては、土地の使用料258万9,720円です。施設使用料につきましても1,800万円の同額を見込んでおります。決算期につきましては3月となっています。決算書の公開につきましては、株式会社どうしに確認いたしましたところ、一般の方からの情報開示要請には応えることはありませんが、村施設の指定管理者という立場から、道志村からの情報開示の要求があれば、要求理由により対応しますということであります。

3点目といたしまして、平成23年度において、道志の湯の浴槽、内装及び薪ボイラーを整備し、平成24年4月にリニューアルオープンいたしました。平成22年度事業収入2,968万2,000円、事業支出5,414万2,000円でありまして、収支はマイナス2,446万2,000円でした。事業のうち、多額の経費を要しておりました科目は、燃料費1,731万9,000円となっています。これらを踏まえまして、投資効果を平成22年度との比較を数字で示しますと、平成24年度は決算見込みとなりますが、事業収入約5,500万円、事業支出約6,000万円で、収支はマイナス500万円程度の見込みとなります。燃料費におきましても、総額で960万円の見込みとなります。よって、収支の赤字額は、平成22年度と比較しますと、2,000万円弱が減額改善されています。これは、収入の増と燃料費が削減されたことと考えられているところです。また、平成24年

度におきましては、営業が短かったため、比較は22年度と行っています。

4点目としまして、道志の湯の経営及び経営方針は、指定管理者であります株式会社どうしが直接行っています。NPO法人道志・森づくりネットワークにつきましては、設立の趣旨は、民有林の森づくりに関する支援等の窓口調整及び体験指導、支援団体との連携を行う特定非営利活動法人であり、行政と連携を図り、村の森林整備について活動しています。また、木の駅において、森林から搬出される材木の活用策と、道志の湯のボイラー用のまきの取りまとめ役を、村から業務委託しているところでもあります。決算状況につきましては、NPO法人道志・森づくりネットワークの取り扱いとなるものであります。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 山口勝也議員、再質問はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 山口勝也議員。

○8番（山口勝也君） 1番の報酬ですが、社長が村長、報酬では今泉さんだけということではよろしいですか。村民の皆様が、道志の湯または道の駅も事業所とっておりますから、これからもまた役場の指導ですから、こちらのほうもまた公開等できる限りあれば、何らかの疑惑等もないと思いますから、ぜひ、できる限りのことは公開していただきたいと思います。

○議長（水越茂広君） 村当局の答弁を求めます。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 報酬につきましては、全員無報酬です。専務につきましては、給料という形で支給させていただいています。それから、情報の公開ですけれども、村の指定管理者ということで、村の施設を使っているため、このようなできる限りの情報は出させてもらうような形を、指定管理者のほうとも打ち合わせますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 山口勝也議員、再々質問はありませんか。

○8番（山口勝也君） ありません。

○議長（水越茂広君） 以上でよろしいでしょうか。

これで、山口勝也君の一般質問は終了いたします。

◇ 山 口 博 康 君

○議長（水越茂広君） 次に、3番議員、山口博康君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 3番議員、山口博康君。

〔3番 山口博康君 登壇〕

○3番（山口博康君） 私は3点についてご質問をいたします。

第1番が、郡内地場産業センターの効果についてでございますが、郡内の4市8町村と民間事業所が構成団体となっている同施設が富士吉田市にあるわけですが、私の記憶では40万円ぐらいの負担金を支出していると思っておりますが、この施設の効果については大変疑問です。昨今の情報ですと、富士吉田市が買い取るという計画でいたが、要件が合わないので断念したとのことですが、事実を確認し、報告してください。継続の場合、今後どのように活用し、道志村への費用対効果はあるのか。また、対処方法についてお尋ねいたします。

次に、内地面漁業の振興について質問いたします。

本村の観光資源である溪流釣りは、ここ2、3年は不漁と聞いております。原因は、台風等の自然現象や冷水病、アユ稚魚の産地の違い等々いろいろ言われておりますので、いた仕方ないかとは思いますが、釣り人は釣れて楽しむということなので、道志川から離れていってしまうと考えます。最近では、女性も釣りを楽しむ時代です。この方たちが一匹も釣れないのでは、仲間を連れてくるようなことはありません。魚が多くいれば釣れるのです。このことを基本に漁業組合と話し合い、神奈川県企業庁との交渉等の仲介をするなど、数年前の道志村、道志川を取り戻し、観光振興につなげるべきと考えますが、村当局の考えをお尋ねいたします。

次に、公共事業の推進ですが、国政は昨年の政権交代で、自由民主党政権となった瞬間に、公共事業での景気浮揚策を掲げました。本村も、公共事業の抑制等により、公債費比率を5.7%まで下げてきたわけですが、国政の方針に沿って公共事業を推進すべきと考えます。さりとて、財源のない起債はすべきではないので、より有利な過疎債、補正予算債等、交付税バックのある起債を充て、景気浮揚に貢献すべきと考えますので、25年度予算での公共事業の主なもの及び前年度の比較等、基本的な考えをお尋ねいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（水越茂広君） 山口博康議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 会計管理者。

○会計管理者（山口晃司君） 山梨県郡内地域地場産業振興センターの今後の施設運営についてお答えを申し上げます。

当施設につきましては、郡内地域の地場産業の健全な育成及び振興を図ることを目的に、平成3年に建設されました。施設の運営につきましては、山梨県と郡内16の市町村と商工主導団体、地場産業団体で組織された財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センターが当たっております。構成市町村の負担金をもって、施設の運営費が賄われているところであります。

山口議員が指摘したとおり、本村からも運営費負担金として24万4,000円、このほか償還金15万6,000円合わせて40万円の負担金を毎年度支払っているところでございます。施設の主な事業としましては、地場産業製品の展示販売、商品開発、各種イベントの開催などを行っており、これまで郡内地域の振興に寄与してまいりました。

しかしながら、道の駅等の類似施設が近隣に設地されたことにより、利用者が激減し、施設も老朽化してきたことから、平成23年から24年にかけて理事会を開催し、新たな活用方法や施設の処分方法について協議を重ねてまいったところです。

その結果、2月15日の開催された理事会において、本年3月31日をもちまして当該施設、当該社団法人を解散することが決定されました。4月1日より、解散に伴う残余財産の清算手続を行う予定になっております。これによりまして、平成25年度以降、村からの負担金は生じなくなることとなります。

施設につきましては、これまで財団分と県分を合わせて、富士吉田へ無償譲渡する予定でしたが、富士吉田の利用目的が、産業振興を継続するものでないということから、富士吉田市への譲渡を断念し、県に譲渡することになりました。

建物は、国道の拡幅計画等が具体的にになり、これまでの機能を維持できなくなることが明らかになったことから、解体することになりますが、解体するまでの間は県が管理し、国民文化祭等の会場に開放する予定となっております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（大田昌博君） 内地面漁業の振興について、お答えをさせていただきます。

道志川は、川の流れや形状も複雑で、瀬や縁が随所に見られ、魚類等の生息として良好な環境であり、昔から溪流釣りの場として人気が高いものがあります。しかし、ここ数年は議

員ご指摘のとおり、不良のため入漁者は減少しています。不良の原因として、カワウ、サギの食害等、また、昨今における台風や集中豪雨により、河川の護岸が災害を受け、その復旧にコンクリートブロック等が使用される等により、魚の住みやすい環境が破壊されている箇所が特に上流域に見受けられます。村では、こうした状況を考慮し、漁業協同組合と対策を進める中で、河川工事においては、できるだけ自然環境を考慮した復旧を河川管理者である山梨県に要望していくこと。現在、策定中の景観計画においても、きれいな溪流に囲まれた自然環境の保全保護、復元に努めることを進めていきたいと考えております。また、東京海洋大学での溪流の環境、溪流の魚、淡水養殖魚等の研究を専門として活躍されている奥山教授に、道志川の状況について相談をしたところ、今月から道志川の状況、魚の成育状況等について、調査をしていただくことになっています。調査結果については、村と漁業協同組合が協議を行い、奥山教授の指導を受けながら、改善策を検討していきたいと考えております。神奈川県企業庁につきましては、組合長と一緒に、神奈川県知事と神奈川県企業庁へ道志川の状況説明及び協力要請を行った経緯がありますので、今後におきましても、必要に応じて協力要請を行っていききたいと考えております。

また、村、漁業協同組合のホームページ等にて、渓谷の織りなす景観、四季を通じて人々の安らぎの場としての道志川、さらには最新の道志川の状況や放流情報などの釣り情報等を、積極的に発信、掲載することにより、釣り人や観光客の増につながっていくものだと考えております。

次に、公共工事の推進についてのご質問でございますけれども、安倍内閣の積極的な財政政策で、15カ月の一体的な予算編成となりました大型補正予算と来年度予算ですが、冒頭述べましたとおり、本村としては、補正に関しては1億6,000万円の大型補正を組んでおります。また、来年度は準骨格予算の方針で臨んでいますので、3.7%の減額予算となりました。しかしながら、公共工事業費ベースで本年度と来年度を比較してみますと、道志村の予算は関連する村内への総額投資額は、平成24年度が4億9,000万円ほどに対し、平成25年度は10億7,000円ほどとなりまして、およそ2倍の投資額となっています。

内訳的には、平成24年度は村主体の事業費が2億5,000万円で、15カ月とその来年度は2億6,000万円ほどとなります。ここで、大型補正を抜きますと、来年度予算は1億7,000万円ほどとなります。先ほどの2倍の事業費と述べましたが、主な要因となりますのは、県営事業による投資額となります。その主な事業として、農村災害対策整備事業、中山間地域総合整備事業、林道富士東部南線開設事業などがあります。自前の財源が2割程度の中で、二桁を

超えない実質公債比率を堅持していくためには、必要な公共工事を村事業に限らず通していく、このことは本村が、持続可能な村づくりを進める上で、大変大事なポイントと考えております。必要な社会資本は、財政計画のもとで着実に進めていく、来年度もそのような方向で考えておりますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（水越茂広君） 山口博康議員、再質問はありますか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 山口博康議員。

○3番（山口博康君） 来年度についてですが、本年度調査を行うというふうなことでございますので、調査の結果について、ぜひご報告をお願いをしたいと思います。

それから、神奈川県企業庁との協力要請を行ったということですが、これも引き続き協力の要請を行い、私はいろいろな市から稚魚の購入先とかそういうふうなことで譲歩していただければ、なお村の漁業の推進につながると思いますので、その辺をまた、できましたらご報告をいただきたいと思います

次に、公共事業でございますが、県営事業で大変伸びるというふうなことを申されましたが、どの事業に村で行う事業にしる、県営で行う事業にしる、公共事業がこの中へ入ってきますと、大きな経済効果があると思いますので、今後ともそのように推進をしていただきたいと思いますので、一言村長からその推進について、もう一度強力な配置のところをお願いをいたします。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（大田昌博君） 議員ご指摘のとおり、公共事業であれ、村の予算であれ、県の予算であれ、国の予算であれ、道志村において事業がなされていることは、非常に経済効果が高いことでもありますし、また、村のほうも、そうした事業所も数多いわけですから、積極的に取り組んでまいりたいと思います。ただし、先ほども述べましたように、予算の問題もありますので、できる限り、国・県の予算をうまく使うような状況にしていきたい。

それからまた、安心・安全の村づくりを進める中、国のほうも強靱化というような形の中で、予算のほうも大きく配布の予定でありますので、うまく活用しながら道志村に大きな予算をとれるように、引き続き努力をしてみたいと思っておりますので、特に委員長として、また今後も、そうした公共工事に対するご意見をいただければと思いますので、よろし

くお願いをいたします。

○議長（水越茂広君） 再々質問はありませんか。

○3番（山口博康君） ありません。

○議長（水越茂広君） これで、山口博康君の一般質問は終了いたします。

---

◇ 山 口 力 君

○議長（水越茂広君） 次に、7番議員、山口力君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 7番議員、山口力君。

〔7番 山口 力君 登壇〕

○7番（山口 力君） 私のほうからは、日本で最も美しい村連合における、文化の保存と継承について伺います。

道志村は、昨年10月に日本で最も美しい村連合へ加盟しましたが、その中に、地域資源が2つ以上あることが条件となっています。失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観、文化を守る活動がその基本となっています。そして、その地域資源は、5年に1度の見直しがあります。道志村の地域資源としては、道志七里、おきゅうだい、的様になっています。今回は文化の面について伺います。

おきゅうだいは神事の伝統芸能で、無形民俗文化財に指定され、年に数回、地元を初めとして公演しています。また、川原畑では、同じく無形民俗文化財である神楽舞を川原畑お祇園祭りに、地区全戸で舞っています。本当にすごいことだと思います。ほかに竹之本で神楽舞をしていますが、善之木の地区の神楽舞は休んでいます。

こうした文化を守り継承し、それを後世に残していくには、長期的展望に立って考えていく必要があると思いますが、そのような支援体制はとれないか伺います。

○議長（水越茂広君） 山口力議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○教育長（佐藤光男君） それでは、山口議員のご質問でございます。

昨年、的様、おきゅうだい、道志七里の3つの地域資源をもちまして、日本で最も美しい村に加入させていただきました。本村の有する自然の豊かさと受け継がれてきた伝統文化を、本村の宝としてこれからも守りながら磨きをかけ、時代に負けない輝きを後世につないでいく、そんな努力を行っていきたいと考えております。

それでは、教育委員会の立場から、道志村に残る文化や文化財の伝承保存について、また、その支援についてご説明申し上げたいと思います。

現在道志村では、村指定による文化財が有形文化財7件、無形民俗文化財が議員のご承知のとおり、神地地区に伝わるおきゅうだい、それと川原畑地区に伝わる神楽の2件、合計9件を道志村教育委員会として平成14年3月8日付にて指定し、公布しております。長期的な展望に立ち、このような文化を守り継承していくための組織的な支援体制の構築は、持続可能な村づくりにおいて、村における文化的側面で大変重要な課題だと考えております。

現段階で検討していることは、次の3つでございます。有形文化財保護への支援、2つ目に無形文化財保護への支援、それからもう1点、継承する若い世代への支援ということでございます。1点目の有形文化財への支援についてですけれども、広く村民への周知、それに保存は各地区や文化財の保有者により取り組んでいますけれども、村として、必要に応じて助成を行っていきたいと思います。村のそういった文化財をまた、県の文化財登録に向けて検討を進めているところです。

次に、無形文化財保護への支援ですけれども、地域に発表の場を、広く村内外にもっていただければと思っています。やはり、県の文化財登録に向けて検討を進めている。

また、3点目の継承する若い世代への支援につきましては、学校との協力体制を含み、伝承芸能の意味と価値づけを子供たちに伝え、興味・関心を高めていただく。可能であれば、サークル活動等とリンクさせ、日ごろの生活の中に文化の伝承を根づかせる取り組みを行い、後継者を育成していく。また、山梨県立大学との共同事業で取り組んでいる、道志村の文化を映像として残す取り組みについて、子供たちをさまざまな形で巻き込んでいくことで、意識化を図っていきたいと思っています。

また、それらを映像で残すことによって、郷土芸能や文化的遺産の保存ができ、それを地域や個人への伝承、また、言い伝えなどにつなげていただければと思っています。

また、さらに道志村全体を視野に入れ、一つの地域だけで進めるのではなく、できることならば村全体でつなげていく方法も一つの手段だと思っています。

このようなことを実行することにより、道志村のあるべき美しい姿を村民が自覚することによってさらにそれを外に発信すること、またはそれを交流人口の拡大や地域の住民の連帯意識の高揚と住んでいることの意義が見出せたらと思っています。そして、美しい村連合では、5年に1度の審査があるようですので、道志村の美しい景観と相まって、今以上に高い評価を受けられるようにと思っています。

以上です。

○議長（水越茂広君） 山口力君、再質問はございませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 山口力議員。

○7番（山口 力君） 今、5年に1度見直しがあるんですけれども、それで景観と相まってということなんですけれども、景観とあわせ文化を守る活動を続けていくには、どんな景観にしたらいいかというようなことが出てくると思いますけれども、そういう審議会をつくって、検討していくような場が必要ではないかと思っておりますけれども、その辺の考えは、いいですか。

○議長（水越茂広君） 教育長。

○教育長（佐藤光男君） 今、景観についてでございます。景観につきましては産業課のほうで、今、景観形成の計画、また先日全村をわたりまして、地域への説明会等をしております。そういったことで、昔の原風景をつくるのではなくて、つくるのは必要だけれども、残すのも必要ということで、今、産業課のほうで行っている事業も、この一つの美しい村連合の意思継続していく中で、道志村の美しい環境を守っていくというふうなものにつながっていったらと。また、先ほどから出羽議員さんの質問にもありますように、教育委員会だけでなく、また産業振興課だけでなく、道志村全体の中で、横のつながりをもって、道志村をどういうふうがいい村にしていったらいいか、美しい村にしていったらいいかというふうなことで、連携をもっていけたらと思っております。

以上です。

○議長（水越茂広君） 山口力議員、再々質問はありませんか。

○7番（山口 力君） ありません。

○議長（水越茂広君） これで、山口力君の一般質問は終了いたします。

---

#### ◇ 佐 藤 定 三 君

○議長（水越茂広君） 次に、10番議員、佐藤定三君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 10番議員、佐藤定三君。

〔10番 佐藤定三君 登壇〕

○10番（佐藤定三君） 私からは1点だけお伺いいたします。

村道谷相・岩瀬線改修についてであります。通常、村道谷相・岩瀬線は、地域住民の生活

道路として使用されていますが、河川の氾濫や前回の国道崩壊等により、通行どめが発生した際、迂回路あるいは緊急道路として重要な村道であると考えます。現状をみると、谷相から保育園の裏は界沢に向かって村道が急な上り坂になり高くなっており、水はけが悪く、谷相地区の住宅地や保育園に危険が及ぶおそれがあります。住民の安全・安心を守るため、全国的に防災について検討されており、村道においても早期対策が必要と考えます。

村道の高所箇所を現状より低くして、雨水等の流れを分散化する側溝の整備が必要であるとするが、村当局の考えと今後の対策についてお尋ねいたします。

○議長（水越茂広君） 佐藤定三議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 村道谷相・岩瀬線改修についてお答えをさせていただきます。

本路線は、議員の言われるとおり、地域住民の生活用道路として利用されているほか、一昨年の台風による国道の路肩崩壊時には、迂回路としても利用され、渋滞が発生したものと思われます。また、この地区は、住宅地があり保育園がありますので、防災対策としても緊急性があるものと考えているところです。

ご質問にあります本線上の谷相から界沢にかけて急な上り坂となっていますが、界沢を村道が横断しているため、この位置を下げて、道路勾配の修正による雨水等の分散処理は困難であるものと考えられますので、保育所の裏で本路線に接続する、キノコ沢線の路面水を途中で界沢線に排水し、本路線の流量を減少するための改良、さらには、両村道の接続箇所の土留め壁の良、排水路の改良での対策も考えられますので、平成25年度予算に土留め壁の整備予算を計上しているところであります。また、界沢の水路につきましては、農村災害対策整備事業にて、村道より下流域を整備する計画もあります。

現在村では、地域防災計画の見直し、土砂災害ハザードマップを作成中でありますので、村道のみならず、地域全体の状況等を考慮した、事前防災対策もあわせて検討する必要があると考えられますので、国の示す事前防災減災のための国土強靱化の推進事業にて、取り込める事業等がありましたら、進めていく必要性もあると考えているところであります。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 佐藤定三議員、再質問はありますか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 佐藤定三議員。

○10番（佐藤定三君） ただいま、村当局からご答弁がありました。農村災害対策整備事業は、谷相地区も界沢も予定されております。それに関連して、界沢と村道は、一体化する部分があります。そういう意味で、今質問をさせていただきました。今後も近隣住民の安全・安心のために、村道整備等を進めていただきますよう、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（水越茂広君） これで、佐藤定三君の一般質問は終了いたします。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午前 時 分）

## 平成 2 5 年 第 2 回 道 志 村 議 会 定 例 会

### 議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 5 年 3 月 8 日 (金曜日) 午後 時開議

- 第 1 議案第 2 号 道志村過疎地域自立促進計画の変更
- 第 2 議案第 3 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 4 号 道志村営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 5 号 道志村若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6 号 道志村水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7 号 道志村役場庁舎建設基金条例
- 第 7 議案第 8 号 道志村交流活動センター設置及び管理条例
- 第 8 議案第 9 号 道志村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める  
条例
- 第 9 議案第 1 0 号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例
- 第 1 0 議案第 1 1 号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営  
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果  
的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第 1 1 議案第 1 2 号 道志村村道の構造の技術的基準を定める条例
- 第 1 2 議案第 1 3 号 道志村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 第 1 3 議案第 1 4 号 道志村準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条  
例
- 第 1 4 議案第 1 5 号 道志村水道法施行条例
- 第 1 5 議案第 1 6 号 道志村グリーンロッジの指定管理者の指定について
- 第 1 6 議案第 1 7 号 道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について
- 第 1 7 議案第 1 8 号 道志森のコテージの指定管理者の指定について
- 第 1 8 議案第 1 9 号 道志の湯の指定管理者の指定について
- 第 1 9 議案第 2 0 号 道志村交流促進施設の指定管理者の指定について

- 第20 議案第21号 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について  
第21 議案第22号 道志村水稲育苗センターの指定管理者の指定について  
第22 議案第23号 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について  
第23 議案第24号 みなもと体験館道志・久保分校の指定管理者の指定について  
第24 議案第25号 平成24年度道志村一般会計補正予算（第7回）  
第25 議案第26号 平成24年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）  
第26 議案第27号 平成24年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）  
第27 議案第28号 平成24年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）  
第28 議案第29号 平成24年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）  
第29 議案第30号 平成24年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3回）  
第30 議案第31号 平成24年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）  
第31 議案第32号 平成24年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 

**出席議員（10名）**

1番	出羽 和平 君	2番	水越 茂広 君
3番	山口 博康 君	4番	池谷 高明 君
5番	大田 博文 君	6番	長田 達義 君
7番	山口 力 君	8番	山口 勝也 君
9番	杉本 秀明 君	10番	佐藤 定三 君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

村 長	大田 昌博 君	教 育 長	佐藤 光男 君
総務課長	池谷 忠 君	産業振興課長	大房 保夫 君
住民健康課長	池谷 力三 君	教 育 課 長	山口 幹夫 君
会計管理者	山口 晃司 君		

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

事務局長 山口 亮 君

---

◎開議の宣告

- 議長（水越茂広君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。  
よって、これより本日の会議を開きます。

（午後 時 分）

---

◎議事日程の報告

- 議長（水越茂広君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2日目のとおりであります。
- 

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（水越茂広君） 日程第1、議案第2号 道志村過疎地域自立促進計画の変更について  
を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

- 議長（水越茂広君） 総務課長。

- 総務課長（池谷 忠君） 議案第2号 道志村過疎地域自立促進計画の変更についてご説明  
をいたします。

道志村過疎地域自立促進計画を変更しましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第  
7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案の内容としましては、本村が進める安心安全の村づくり、施設の強靱化対策及び施設  
の管理運営のソフト事業を追加変更しようとするものであります。

産業の振興の観光又はレクリエーションにおきましては、道の駅への無停電装置設備など  
追加し、交通通信体系の設備、情報化及び地域間交流の促進の過疎地域自立促進特別事業に  
おきましては、ソフト事業としまして情報通信施設の維持管理を追加した変更となっております。

詳細につきましては、道志村過疎地域自立促進計画の変更のとおりであります。なお、山  
梨県との事前協議は終了をしております。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり決しました。

---

#### ◎議案第3号から議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第2、議案第3号から日程第5、議案第6号までの4案件は関連議案ですので、一括議題といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 会計管理者。

○会計管理者（山口晃司君） 議案第3号につきましてご説明をいたします。

本案件につきましては、第2次地域主権一括法案により、地方公共団体の健全化に関する法律の一部が改正され、平成23年11月30日をもちまして公布されました。これにより地方自治体から国等に対する寄附金等の制限がなくなりました。これを受けまして、本村の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

その改正内容ですが、第3条、第4条、第4条の2及び第6条中に財産の交換、譲与、無償貸し付けを行えるものとして、従前は「他の地方公共団体」とありましたが、これに新たに国を加え、「国又は他の地方公共団体」、「国若しくは他の地方公共団体」にそれぞれ改め、国等に対しましても財産の交換、譲与、無償貸し付けを行うことができることとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 続きまして、議案第4号 道志村営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

本案件は、第1次地域主権一括法による公営住宅法の改正により、これまで政令及び国土交通省令で定めていた村営住宅の入居収入基準及び整備基準について定めるものであります。なお、附則によって条例の施行日を定めています。

次に、議案第5号 道志村若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

本案件は、道志村営住宅条例の規定において運用されている政令月額の内容において改正が必要なため改正するものであります。なお、附則によってこの条例施行日を定めています。

続きまして、議案第6号 道志村水道給水条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本案件は、水道法施行令の該当箇所について、引用法令の条項が現行のものと異なるため改正するものであります。なお、附則においてこの条例施行日を定めています。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（水越茂広君） 以上の4案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、4案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号から議案第6号までの4案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

4案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例、

議案第4号 道志村営住宅条例の一部を改正する条例、議案第5号 道志村若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第6号 道志村水道給水条例の一部を改正する条例、以上4案件は原案のとおり決しました。

---

◎議案第7号から議案第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第6、議案第7号から日程第14、議案第15号までの9案件は関連議案ですので、一括議題といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 議案第7号 道志村役場庁舎建設基金条例についてご説明をさせていただきます。

本村が進める安心安全の村づくりの防災拠点ともなる役場庁舎において、本年度実施した耐震診断調査から耐震性に欠ける判定が出ました。加えて本施設は築49年の老朽化施設であることから早急な対策が必要であり、現在そのための基本構想の準備、検討を行っているところでありまして、本施設の整備目標年度に向けた建設費の充実に充てるため、その目的を持った基金が必要となりましたので、この設置に当たりまして所要の条例を制定するものがあります。

説明は以上であります。よろしくご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） はい。

○総務課長（池谷 忠君） 議案第8号 道志村交流活動センター設置及び管理条例についてご説明をいたします。

本施設は、平成24年度末をもって横浜市から本村に無償譲渡が行われる予定でありまして、来年度は村の施設となります。このことから、本村の課題となっています交流人口の拡大発展を図るため、本施設を交流活動の拠点としてその管理運営を来年度から行っていくため、設置目的、名称及び位置、業務などについて所要の条例を制定するものであります。

以上です。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君）　続きまして、議案第9号　道志村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例について説明いたします。

この条例は、介護保険法に基づき指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものであり、地域密着型介護老人保健施設の入所定員は29名以下とする、また、事業申請者の資格は法人とする条例でございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議ください。

続きまして、議案第10号　道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

この条例は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として、介護保険法に基づき指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営について定める条例です。なお、市町村が条例を定めるに当たっては、厚生労働省で定める基準に従って参酌することとしております。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議ください。

続きまして、議案第11号　道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について説明いたします。

この条例は、地域密着型サービスに従事する従事者の人員、設備及び運営に関する基準は市町村条例で定めるものとなっております。介護保険法に基づき、指定地域密着型サービス事業者において、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、地域との結びつきを重視し、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定める条例です。なお、市町村が条例を定めるに当たっては、厚生労働省で定める基準に従って参酌することとしています。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議ください。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君）　産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君）　それでは、議案第12号　道志村村道の構造の技術的基準を定める条例につきましてご説明をいたします。

本案件は、第1次地域主権一括法による道路法の改正により、これまで政令で定めていた

村道の構造の技術的基準について条例を定めるものであります。なお、附則によってこの条例の施行日を定めています。

続きまして、議案第13号 道志村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例につきましてご説明をいたします。

本案件は、第1次地域主権一括法による道路法の改正により、これまで内閣府令、国土交通省令で定めていた村道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定するものであります。なお、附則においてこの条例の施行日を定めています。

続きまして、議案第14号 道志村準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例につきましてご説明をいたします。

本案件は、第1次地域主権一括法による河川法の改正により、これまで政令で定めていた準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を制定するものであります。なお、附則においてこの条例の施行日を定めています。

続きまして、議案第15号 道志村水道法施行条例につきましてご説明をいたします。

本案件は、第1次地域主権一括法における水道法の改正により、これまで政令で定めていた布設工事監督者の資格基準及び水道技術管理者の資格基準を定める条例を制定するものであります。なお、附則においてこの条例の施行日を定めています。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（水越茂広君） 以上の9案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、9案件について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号から議案第15号までの9案件を一括して採決いたします。  
お諮りいたします。

9案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 道志村役場庁舎建設基金条例、議案第8号 道志村交流活動センター設置及び管理条例、議案第9号 道志村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例、議案第10号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第11号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、議案第12号 道志村村道の構造の技術的基準を定める条例、議案第13号 道志村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例、議案第14号 道志村準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例、議案第15号 道志村水道法施行条例、以上9案件は原案のとおり決しました。

---

◎議案第16号から議案第24号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第15、議案第16号から日程第23、議案第24号までの9案件は関連議案ですので、一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） それでは、議案第16号から議案第24号までの9案件につきましてご説明をさせていただきます。

本年3月31日付の期限をもちまして指定期間が満了となる公の施設9施設につきましての指定管理者の指定について、地方自治法の規定によりあらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この案件を提出するものであります。

それでは、9案件につきまして順次説明をさせていただきます。

議案第16号 道志村グリーンロッジの指定管理者の指定について、地方自治法の規定及び道志村グリーンロッジの設置及び管理に関する条例の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称、道志村グリーンロッジ。指定管理者となる団体の名称、道志村9620番地、道志村グリーンロッジ管理組合代表、山口米一。指定期間、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。

続きまして、議案第17号 道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について、地方自治法の規定及び道志川溪流フィッシングセンター設置及び管理に関する条例の規定に

より、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称、道志川溪流フィッシングセンター。指定管理者となる団体の名称、道志村9237番地、道志村漁業協同組合組合長、佐藤任利。指定期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

続きまして、議案第18号 道志森のコテージの指定管理者の指定について、地方自治法の規定及び道志森のコテージの設置及び管理に関する条例の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称、道志森のコテージ。指定管理者となる団体の名称、道志村6894番地の4、道志村観光協会会長、諏訪本次伯。指定期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

続きまして、議案第19号 道志の湯の指定管理者の指定について、地方自治法の規定及び道志の湯の設置及び管理に関する条例の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称、道志の湯。指定管理者となる団体の名称、山梨県南都留郡道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、大田昌博。指定期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

続きまして、議案第20号 道志村交流促進施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定及び道志村交流促進施設の設置及び管理に関する条例の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称、道志村交流促進施設。指定管理者となる団体の名称、山梨県南都留郡道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、大田昌博。指定期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

続きまして、議案第21号 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定及び道志村特産品加工施設設置及び管理に関する条例の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称、道志村特産品加工施設。指定管理者となる団体の名称、道志村8020番地、道志村高齢者いきがい発揮生産組合組合長、佐藤昭。指定期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

続きまして、議案第22号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について、地方自治法の規定及び道志村水稻育苗センターの設置及び管理に関する条例の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称、道志村水稲育苗センター。指定管理者となる団体の名称、山梨県都留市田原1丁目2番3号、クレイン農業協同組合代表理事組合長、石井幹夫。指定期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

続きまして、議案第23号 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について、地方自治法の規定及び室久保魚苗センターの設置及び管理に関する条例の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称、室久保魚苗センター。指定管理者となる団体の名称、神奈川県大和市下鶴間2361番地、有限会社さがみ水産代表取締役、長谷川賢太郎。指定期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

続きまして、議案第24号 みなもと体験館道志・久保分校の指定管理者の指定について、地方自治法の規定及びみなもと体験館設置及び管理に関する条例の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称、みなもと体験館。指定管理者となる団体の名称、道志村6894番地の4、道志村子ども農山漁村地域協議会会長、諏訪本次伯。指定期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

以上一括してご説明いたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号から議案第24号までの9案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

9案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 道志村グリーンロッジの指定管理者の指定について、議案第17号 道

志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について、議案第18号 道志森のコテージの指定管理者の指定について、議案第19号 道志の湯の指定管理者の指定について、議案第20号 道志村交流促進施設の指定管理者の指定について、議案第21号 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について、議案第22号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について、議案第23号 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について、議案第24号 みなもと体験館道志・久保分校の指定管理者の指定について、以上9案件は原案のとおり決しました。

---

◎議案第25号から議案第32号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 次に、日程第24、議案第25号から日程第31、議案第32号までの8案件は補正予算の関連議案でございますので、一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 議案第25号 平成24年度道志村一般会計補正予算（第7回）についてご説明をいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,760万8,000円を追加し、予算総額を22億1,309万7,000円とする補正予算であります。

第2条におきまして、地方債の変更を「第2表 地方債補正」といたします。

第3条において、地方自治法第213条第1項の規定による翌年度に繰り越して使用できる経費、「第3表 繰越明許費」とするものであります。

主な補正の内容ですが、歳入におきまして、国の大型補正に対応したまちづくり交付金事業、林道点検保全事業、社会資本整備総合交付金、地域の元気臨時交付金それぞれの事業を実施するため、国庫補助金3,433万2,000円を追加補正するとともに、過疎対策事業債2,710万円を追加補正とするものであります。

歳出の主なものですが、不用額の減額と林道橋梁保全事業6,860万円、消防施設等整備3,000万円を追加する補正をいたします。

また、積立金として、役場庁舎建設基金へ5,000万円、公共施設整備等基金へ1,098万5,000円を計上いたします。

また、地方債補正につきましては、過疎対策事業債を2,750万円追加補正の計上といたしま

す。

また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費につきましては、11事業1億3,392万1,000円を25年度に繰り越す措置をお願いしております。なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書、第2表地方債補正、第3表繰越明許費のとおりでございます。よろしく申し上げます。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 議案第26号 平成24年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,116万2,000円とするものです。

主な補正内容でございますが、総務費27万円の減額補正、保険給付費46万4,000円の補正、共同事業拠出金252万7,000円の減額補正、保健事業費11万5,000円の減額補正、諸支出金88万6,000円など、156万2,000円の減額補正となります。なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

続きまして、議案第27号 平成24年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ534万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,696万円とするものです。

主な補正内容でございますが、診療収入の減により、総務費299万1,000円の減額、医業費235万円の減額、534万1,000円減額の補正となります。なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 議案第28号 平成24年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,467万4,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、他会計繰入金33万2,000円となります。

歳出につきましては、営業費において中山間地域総合整備事業の負担金として33万2,000円となります。なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

よろしくご審議お願いいたします。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 次に、議案第29号 平成24年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,949万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,567万円とするものです。

主な補正内容でございますが、介護給付費等の減により、総務費35万4,000円の減額、保険給付費1,849万6,000円の減額、地域支援事業60万6,000円の減額、諸支出金4万円など、1,949万6,000円の減額補正となります。なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

続きまして、議案第30号 平成24年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372万1,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、事務機使用料13万4,000円の減によるものです。なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 議案第31号 平成24年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ345万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,340万3,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、他会計繰入金マイナス345万6,000円となります。

歳出につきましては、浄化槽事業費の営業費においてマイナス61万1,000円、建設費におきましてマイナス300万円、公債費におきまして15万5,000円となります。なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。よろしくご審議お願いいたします。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 議案第32号 平成24年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ779万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,059万9,000円とするものです。

主な補正内容ですが、後期高齢者医療費負担金の減により、総務費14万5,000円の減額、後期高齢者医療負担金731万4,000円の減額、保健事業費23万9,000円の減額、諸支出金10万1,000円の減額、779万9,000円の減額補正となります。なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上です。

○議長（水越茂広君） 以上の8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号から議案第32号までの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

8案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成24年度道志村一般会計補正予算（第7回）、議案第26号 平成24年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）、議案第27号 平成24年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）、議案第28号 平成24年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）、議案第29号 平成24年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）、議案第30号 平成24年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3回）、議案第31号 平成24年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）、議案第32号 平成24年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）、以上8案件は原案のとおり決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（水越茂広君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 時 分)

## 平成25年第2回道志村議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成25年3月15日（金曜日）午後 時開議

- 第 1 議案第33号 平成25年度道志村一般会計予算
- 第 2 議案第34号 平成25年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第35号 平成25年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 4 議案第36号 平成25年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第37号 平成25年度道志村介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第38号 平成25年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第39号 平成25年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第 8 議案第40号 平成25年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 閉会中の継続調査について

---

### 出席議員（10名）

1番	出羽 和平 君	2番	水越 茂広 君
3番	山口 博康 君	4番	池谷 高明 君
5番	大田 博文 君	6番	長田 達義 君
7番	山口 力 君	8番	山口 勝也 君
9番	杉本 秀明 君	10番	佐藤 定三 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大田 昌博 君	教 育 長	佐藤 光男 君
総務課長	池谷 忠 君	産業振興課長	大房 保夫 君
住民健康課長	池谷 力三 君	教 育 課 長	山口 幹夫 君
会計管理者	山口 晃司 君		

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 山口 亮 君

---

◎開議の宣告

○議長（水越茂広君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成25年第2回道志村議会定例会第3日目は成立しましたので、これより本日の会議を開きます。

（午後 時 分）

---

◎議事日程の報告

○議長（水越茂広君） 本日の議事は、配付してあります日程表第3日目のおりであります。

---

◎議案第33号から議案第40号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第1、議案第33号から日程第8、議案第40号までの8案件は平成25年度当初予算の関連議案ですので、一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 議案第33号 平成25年度道志村一般会計予算つきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億1,000万円とするものであります。前年度当初予算と比較しまして3.7%の減となります。

歳入の主なものにつきましては、村税1億9,615万7,000円、前年度当初予算と比較しまして3.3%の増となります。

地方譲与税1,223万1,000円、前年度比4.4%の減。

地方消費税交付金1,413万9,000円、前年度比1.0%の増。

地方交付税9億3,550万円、前年度比5.8%の増。

使用料及び手数料4,504万5,000円、前年度と比べまして1.8%の減。

国庫支出金7,980万8,000円、前年度比26.5%の増。これは地域の元気臨時交付金、地域おこし協力隊事業特別交付金などを見込んだものであります。

県支出金5,773万円、前年度比32.1%の減。主としまして林道事業等の完了によるものであります。

寄付金 1 億4,299万円、前年度比2.1%の増。

繰入金266万円、前年度比91.4%の減。これは広域常備消防事務委託費負担金基金からの繰入減によるものであります。

繰越金1,000万円、前年度比16.7%の減。

村債 1 億8,400万円、前年度比31.8%の減額計上となります。

歳出の主なものにつきましては、総務費 3 億2,270万5,000円、前年度当初予算と比べまして11.4%の増となります。主な事業は、地域おこし協力隊事業1,151万9,000円、学校及び役場庁舎構想事業105万円、サステナ事業494万円、情報通信施設管理事業1,524万3,000円、公共交通バス運行補助事業1,063万4,000円などであります。

民生費 2 億6,723万7,000円、前年度当初予算と比較しまして9.4%の増となります。主な事業としましては、住民生活に光をそそぐにっこりコール事業247万2,000円、障害者の自立支援及び医療費助成事業に3,511万2,000円、国民健康保険特別会計への繰出金4,117万9,000円、後期高齢者医療特別会計への繰出金2,922万円、介護保険特別会計への繰出金3,874万7,000円、保育所運営事業4,543万1,000円、学童保育事業521万7,000円、社会福祉協議会補助事業1,000万6,000円、在宅福祉ふれあいサービス事業292万4,000円、そのほかに結婚相談事業などあります。また、ウオーキング推進事業、支え合い人材バンク事業、福祉資格取得助成事業、介護慰労金支給事業など、新規事業も計上をしております。

衛生費 1 億478万5,000円、前年度当初予算と比較しまして4.6%の減となります。主な事業としましては、一般廃棄物処理事業3,939万2,000円、診療所特別会計への繰出金2,800万5,000円、いきいき健康村どうし健診事業721万6,000円、すこやか子育て医療費助成事業714万4,000円、予防接種事業631万4,000円、そのほか、健康教育、食生活改善推進事業224万8,000円、不妊症治療費助成事業、子育て支援事業つぼみっこくらぶなども計上しております。特にインフルエンザワクチン予防接種につきましては、引き続き暮らし向上基金を活用しまして成人村民に対する接種助成を実施し、全村民に普及の推進をして安心の村づくりを進めていきたいと考えております。

農林水産事業費 1 億6,111万6,000円、前年度当初予算と比較しまして3.2%の増となります。主な事業としましては、農村災害対策整備事業負担金4,000万、中山間地域総合整備事業負担金2,475万円、中山間地域直接支払交付事業660万8,000円、地籍調査事業1,451万7,000円、林道修繕事業450万円、道志・森づくり事業883万8,000円などあります。

商工費7,348万5,000円、前年度当初予算と比較しまして31.1%の減となります。主な事業

としましては、久保野原溪谷遊歩道改修事業を含めた観光施設等整備事業に768万4,000円、三里塚整備事業に750万円、商工会観光協会及びみなもと体験館運営補助、また、R413フェスティバルなどに計上をいたしております。

土木費1億6,092万5,000円、前年度当初予算と比較しまして12.2%の減となります。主な事業としましては、村道の強靱化対策として橋梁の長寿命化修繕事業2,460万円、村道維持管理事業1,430万円、また、景観計画策定事業に590万9,000円などであります。

消防費1億2,957万円、前年度当初予算と比較しまして40.6%の増となります。主な事業は、常備消防事務委託、総合無線デジタル化事業負担金など9,503万3,000円、消防団活動及び消防団施設管理事業1,366万4,000円、防災備蓄倉庫及び備蓄品整備2ヶ所1,059万8,000円、防災行政無線管理事業391万8,000円などあります。

教育費1億8,338万7,000円、前年度当初予算と比較しまして1.3%の減となります。主な事業としましては、やまゆりセンターへの太陽光発電施設設置事業1,470万円、唐沢・善之木体育館耐震診断委託事業656万2,000円、高等学校等就学への助成事業684万円、村単教員の小中への配置事業、JETプログラム推進事業などを計上しております。

公債費2億5,833万8,000円、前年度当初予算と比較しまして12.6%の増となります。近年整備しましたインフラ事業における過疎債の元金の償還が始まったためであります。引き続き実質公債比率が1桁を超えない財政運営に努めていきたいと考えております。

地方債につきましては第2条のとおりであります。

また、一時借入金は、第3条において最高額を5万円と定めております。

歳出予算の流用は第4条のとおりであります。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書第2表地方債のとおりであります。

説明は以上とします。ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 続きまして議案第34号 平成25年度道志村国民健康保険特別会計補正予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億24万6,000円と定めさせていただきます。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものです。

歳入予算の主な内容でございますが、保険料6,548万8,000円、国庫支出金7,274万9,000円、

療養給付費交付金132万1,000円、前期高齢者交付金5,772万6,000円、県支出金1,954万3,000円、共同事業交付金4,000万円、繰入金4,319万2,000円などです。

歳出の主な内容でございますが、総務費1,080万8,000円、保険給付費1億7,658万5,000円、後期高齢者支援金3,250万3,000円、介護納付金1,711万3,000円、共同事業拠出金3,695万3,000円、保健事業費247万円、諸支出金2,227万9,000円、予備費150万円などです。

なお、詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

○議長（水越茂広君） ちょっと待ってください。ただいまの説明の中で「補正予算」という説明がありましたけれども、「特別会計予算」の間違いではないでしょうか。

○住民健康課長（池谷力三君） すみません、平成25年度道志村国民健康保険特別会計予算でございます。すみません「補正」を言いましたか。

○議長（水越茂広君） じゃ、訂正ですか。

○住民健康課長（池谷力三君） はい、訂正します。

続きまして、議案第35号 平成25年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,309万8,000円と定めさせていただきます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものです。

歳入の主な内容ですが、診療収入7,458万2,000円、繰入金4,600万5,000円、村債580万円、県支出金655万3,000円などです。

歳出予算の主な内容でございますが、総務費6,432万4,000円、医薬品衛生材料費等の医業費4,680万7,000円、施設整備費1,251万8,000円、公債費844万9,000円、予備費100万円などです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） それでは続きまして、議案第36号 平成25年度道志村簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を定めさせていただきます。

第2条におきまして、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還について定めるものであります。

第3条におきましては、歳出予算の流用について定めるものであります。

平成25年度予算規模は総額で1億2,326万4,000円の計上になり、水道本管の老朽化による布設がえ工事費等の増及び県営事業の中山間地域総合整備事業により実施されます長幡簡易水道第2給水区の総合整備の村負担金による対前年度比較100.4%の増額となっております。

歳入につきましては、第1款第1項負担金において819万円、第2款第1項使用料において710万円、第3款第2項国庫補助金において400万円、第5款第1項他会計繰入金において2,132万4,000円、第6款第1項繰越金において20万円、第7款第1項諸収入において5万円、第8款第1項村債において8,240万円を計上しています。

歳出につきましては、第1款第1項営業費において、総務費5万2,000円、施設費5,403万5,000円、簡易水道統合整備事業費4,650万円であります。第2款第1項公債費において、元金1,747万6,000円、利子470万1,000円であります。第3款第1項予備費において50万円を計上しています。

なお、詳細につきましては、第2表地方債及び歳入歳出予算事項別明細書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 続きまして、議案第37号 平成25年度道志村介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,909万円と定めさせていただきます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものです。

主な歳入内容でございますが、介護保険料3,509万6,000円、国庫支出金4,297万9,000円、支払基金交付金5,282万円、県支出金2,894万2,000円、繰入金3,874万9,000円、繰越金50万円などがございます。

歳出予算の主な内容でございますが、総務費439万円、保険給付費1億8,447万5,000円、地域支援事業867万4,000円、諸支出金55万円、予備費100万円などです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第38号 平成25年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133万7,000円と定めさせていただきます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

歳入予算でございますが、介護サービス事業収入51万2,000円、繰入金82万5,000円です。

歳出予算につきましては、システム保守料委託費42万円、事務機使用料87万7,000円、償還金4万円などです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上でございます。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 議案第39号 平成25年度道志村浄化槽事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を定めさせていただきます。

第2条におきまして、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還について定めるものであります。

第3条におきまして、歳出予算の流用について定めるものであります。

平成25年度予算規模は総額で1億2,036万4,000円の計上になり、大型の浄化槽設置があるため、対前年度比較41.6%の増額となっております。

歳入につきましては、第1款第1項負担金において419万円、第2款第1項使用料において1,398万円、第5款第1項他会計繰入金において6,349万3,000円、第6款第1項繰越金において10万円、第7款第1項雑入において100万1,000円、第8款第1項村債において3,760万円を計上しています。

歳出につきましては、第1款第1項営業費において、総務費1,339万6,000円、施設費3,184万9,000円であります。第1款第2項建設費において施設整備費5,774万8,000円であります。第2款第1項公債費において、元金905万2,000円、利子826万9,000円であります。第4款第1項予備費において5万円を計上しています。

なお、詳細につきましては、第2表地方債及び歳入歳出予算事項別明細書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 続きまして、議案第40号 平成25年度道志村後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,493万2,000円と定めさせていただきます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものです。

主な歳入内容でございますが、後期高齢者医療保険料1,523万4,000円、広域連合支出金27万2,000円、繰入金2,922万円などです。

歳出予算につきましては、総務費139万3,000円、後期高齢者医療負担金4,213万9,000円、保健事業費80万円、諸支出金10万円、予備費50万円などです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 以上の8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号から議案第40号までの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

8案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 平成25年度道志村一般会計予算、議案第34号 平成25年度道志村国民健康保険特別会計予算、議案第35号 平成25年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算、議案第36号 平成25年度道志村簡易水道事業特別会計予算、議案第37号 平成25年度道志村

介護保険特別会計予算、議案第38号 平成25年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算、議案第39号 平成25年度道志村浄化槽事業特別会計予算、議案第40号 平成25年度道志村後期高齢者医療特別会計予算、以上8案件は原案のとおり決しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（水越茂広君） 日程第9、閉会中の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長及び各常任委員長から閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため研修等実施の申し出がありました。

お諮りします。

本件は議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定しました。

以上で、審議は全て終了いたしました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（水越茂広君） ここで閉会に当たり、大田村長から挨拶をお願いいたします。

○村長（大田昌博君） 平成25年第2回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位の慎重なるご審議をいただき、提出の議案につきましては原案どおり議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

議員各位から賜りましたご意見、ご指摘、ご提言などにつきましては、これを十分留意いたしまして今後とも適正かつ効率的な村政運営に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、スピード感のある政権運営で順調に成果を出している安倍内閣ですが、社会全体にも明るさが戻ってきたような感じがするところでもあります。

本村も少子高齢化と人口減少という大変難しい時代を迎えておりますが、地の利を生かし交流人口をふやし、定住化へとつなげていくこの好循環をつくっていくため、小さなもの

のメリットを豊かさにつなげ、未来に持続する村づくりを行っていきたいと思っております。

また、小中学校及び役場庁舎の耐震化の問題も急がなくてはなりません。道志村の底力を信じ、ふるさと道志村の輝く未来に向けてその礎を築くため全力で取り組んでまいり所存であります。引き続き、皆様方にはご指導、ご鞭撻、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様方のご健勝と今後ますますのご活躍を心からお祈りを申し上げまして、定例議会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

---

### ◎議長挨拶

○議長（水越茂広君） 定例会の閉会に当たりまして、私からも一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は去る3月5日の開会以来本日まで11日間にわたり、議員各位には公私極めてご多忙のところご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本定例会は、平成25年度の当初予算を初め、重要案件を審議する最も重要な議会であり、審議に当たっては極めて真剣にして熱心なものであり、また、これに対して理事者各位には誠意を尽くした説明をいただき、終始格別のご精励により極めて順調な議事の運営がなされ、全議案の議決決定を見るに至りましたことは、喜びにたえないところであります。

理事者各位におかれましては、特に本予算の重要性に鑑み、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望を十分尊重していただき、今後の施策の運営に反映されますことを強く要望してやまない次第であります。

結びに、議員各位におかれましては、今後とも村政発展のためご協力賜りますようお願い申し上げます。また、理事者各位には、村政の運営に格段のご尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

---

### ◎閉議の宣告

○議長（水越茂広君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（水越茂広君） これをもって平成25年第2回道志村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 時 分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---